

戦前戦後における農民層の変貌 (一)

綿 谷 赴 夫

一、はしがき

二、明治時代における農民の両極分化傾向

(一) 農民階層分化の統計指標

(二) 自作農の性格とその分解

(1) 明治初年における自作農の性格

(2) 原始的蓄積期における自作農の分解

(3) 産業革命期における自作農の分解 (以上本号)

(四) 小作零細農と地主手作型自作大農

(五) 一応の要約

三、大正、昭和時代における中農標準化傾向

四、戦後における農民階層分化の様相

五、むすび

一、はしがき

明治の初年から戦後の現在までやく一世紀のあいだで農民の階層分化がどのような歩みをしてきたか、またそのばあい各階層の農民の性格がどのように変つたか、この二点の解明が本稿の主題である。

まず時代区分としては、きわめて常識的ではあるが、戦前を明治と大正昭和とに分け、これに戦後をくわえた三つの時代をとる。それぞれの時代が日本の資本主義発展の段階としてどのように位置づけられるかは、本文それぞれの箇所であらうとしたい。つぎに農民の階層区分としては、これまた皮相な見方ではあるが、土地所有の有無によつて自作・自小作・小作、経営耕地規模によつて大農・中農・零細農と分け、この二つの区分をくみあわせたものでもつ

て出發する。そのさい大農・中農・零細農という経営耕地区分はそれぞれどのへんで切るのが問題となるだろうが、いちおう三町以上を大農、一町未満を零細農、その中間を中農としておく。

このような階層区分なくす経営耕地規模による大農・中農・零細農の区分は、どうみても非科学的である。第一に、そこでは明治から現在まで百年間における農業集約化の発展がまったく反映されていないからである。そのいみでは経営規模の基準を使うにしても、経営耕地の広狭ではなく、農業粗収益の大小をもつてしたほうがより合理的だろう。第二に、わたくしが大農・中農・零細農というばあい、大農とは農作業を家族従業者だけでは処理できず、基幹労力として賃銀労働者をいれねばならぬ農家、零細農とは農業所得だけではどうしても生活できず、兼業にかたむいている農家、さいごに中農とは農業専門的な家族労作農家というふうに、じつは含意しているのであるが、この見地からみても、経営耕地広狭を基準とし、とくに明治から現在まで一貫して同じ面積で区切るとは、誤謬をひきおこすものである。かような欠陥にもかかわらず、あえてこの階層区分にたよらざるをえなかつたのは、既存統計からの制約にほかならない。この点についても本文それぞれの箇所できるだけ補足をくわえることとしたい。

さいごに本稿の内容について限界を明かにしておこう。明治から現在までの農民層の変貌を農民階層分化の見地から、とくにこれを資本主義発展との関連においてとらえようとする以上、それはとうぜん、農業の商品生産化と農民労働力の商品化との、いわば資本主義と小農が連結する面において日本資本主義発展の段階性、あるいはその特殊性がどのように現象していたかをあらかじめ分析したうえでなければならぬ。そのばあい日本農業を特長づけるものとしての地主制の展開が、農民階層分化とあい表裏する過程として、これまた具体的に分析さるべきである。これらの点については別の機会にゆずしておく。また、いやしくも明治時代を研究対象としてとりあげるかぎり、その前史

たる幕末から明治維新にかけての歴史研究の諸成果に充分学ばねばならないのだが、本稿はこの点でも大きな欠陥をもっている。のみならず明治時代に入つて、全国的な統計の不備を府県の農事調査や統計書、町村是調査などでおぎなうことは、まづたくされていない。これらを充分活用したとすれば、明治時代の階層分化の規定のごとき、あるいは次の二でのべたのとは違つたものとしてあらわれたかとも懸念される。以上のような内容の不熟さは、いちおう本稿を完結したうえで、補正するをしたい。

前置きはこのていどにして、さつそく明治時代の階層分化の検討にうつることとする。

二、明治時代における農民の兩極分化傾向

(一) 農民階層分化の統計指標

農民階層分化の特色をそれぞれの時代についてとらえるための統計指標としては、一般に自小作別、経営耕地広狭別および専兼業別農家戸数をあけることができる。周知のように明治時代においてこれらの統計が全国的な累年統計としてでてきたのは、三六―四一年以降の農会調査「農事統計」であつた。それ以前は、自小作別および専兼業別について一六、一七年ごろから各府県ごとに統計が発表されはじめているが、全国集計できるものはごく少い。ことに経営耕地広狭別になると、のちにのべる農商務省「農事調査表」所収のもの以外には統計らしいものが見あたらない。したがつて半世紀にちかい明治時代の階層分化をみるのには貧弱すぎるデータではあるが、ひとわたり検討してみよう。

まず第一表によつて自小作別農家戸数割合の変化をみると、明治一〇年代（一六、一七、一八）は自作農が激減して自小作農および小作農が増え、二〇年代（二一、二二、二三）になると自小作農が激減して小作農が増え、自作農もやや恢復するが、三〇年代以降（三一、三二、三三）はまた自作農が増え、小作農が増えている。このような変化をしながら、結局のところ自作農減・小作農増の傾向がはたらいたのである。これを裏づけるものとして小作地割合は、明治初期に全耕地の三分の一たらずだったものが、末期には半分かいくにまで増大している。

経営耕地広狭別農家戸数については、

すでにふれたように明治二十一年の「農事調査表」所収のものがあるが、それは八反未満、八反一町五反、一町五反以上の区分になっており、四一年以降の「農事統計」の区分とはくいちがつている。

そこで農事統計のほうの区分を農事調査表のそれに合わせて推計したものが、第二表である。その(A)は山田盛太郎氏、(B)は石黒重明氏がこころみた推計であるが、山田氏のほうはこの表の備考欄で附記しておいたような疑問点を含んでいる

第1表 明治時代における自小作別農家戸数割合および小作地割合

(単位：%)

年 度	農家、耕地 区分	自小作別農家戸数割合			総耕地の うち小作 地割合
		自作農	自小作農	小作農	
明治6年		—	—	—	31.1
16, 17年		37.3	41.8	20.9	35.9
21		33.3	45.1	21.6	(20年)39.3
25		—	—	—	40.0
32		35.4	38.4	26.2	—
41		32.9	39.9	27.2	44.9
45		32.1	40.8	27.1	45.2

1. 自小作別農家戸数割合——明治16, 17年は石川、徳島、福岡、鹿児島を除く39府県、山口和雄『明治前期経済の分析』48頁による。21年は愛知、和歌山、香川、高知、熊本、鹿児島を除く39府県、『農事調査表巻の一』による。32年は府県名明かではなく、栗原百寿『現代日本農業論』による。41年以降は全府県、『農事統計』による。

2. 総耕地のうち小作地割合——明治6年は平野義太郎の推計、『日本資本主義社会の機構』54頁による。16, 17年は石川、徳島を除く41府県、山口上掲書による。20, 25年は全府県、平野上掲書による。41年以降は備考1をみよ。

3. 以上すべて沖縄を含まない。

ので、さしあたり石黒氏の推計によることとする。明治二年と四一年とのあいだで農家総戸数は微増したていどだが、その構成割合は、中農下層とみられる八反一町五反の農家が激減して、八反未満の零細農と一町五反以上の農家とが増えていく。この点、参考としてあげた大正一一年から昭和一二一年にかけて八反一町五反層が増えて八反未満および一町五反以上の両極層が減つていくのと、対蹠的である。

零細農の増加傾向は、のちにあげる地方的資料によつて確認されるが、また専業別農家戸数割合の変

化からも推定することができる。第三表によると、明治三六―四五年のあいだで専業農家が減つて兼業農家が増えていく。農事統計における兼業農家の規定は明かではないが、あとでべるように主として第二種兼業農家でないかと

戦前戦後における農民層の変貌

第2表 明治時代における経営耕地広別農家戸数（割合）

農家区分 年 度	8 反未満	8～15反	15反以上	計
(A)山田推計	千戸	千戸	千戸	千戸
明治21年	2,310 (55)	1,287 (30)	644 (15)	4,292 (100)
明治41年	2,787 (62)	1,003 (23)	678 (15.2)	4,468 (100)
(B)石黒推計				
明治21年	2,438 (55)	1,330 (30)	665 (15)	4,433 (100)
明治41年	2,594 (58.2)	1,145 (25.7)	718 (16.1)	4,457 (100.0)
参考 { 大正11年	2,526 (56.5)	1,251 (28.0)	693 (15.5)	4,470 (100.0)
昭和12年	2,460 (54.7)	1,349 (30.0)	688 (15.3)	4,497 (100.0)
25年	2,942 (58.4)	1,612 (32.0)	483 (9.6)	5,037 (100.0)

1. (A)山田推計の数字は、山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」（『戦後日本経済の諸問題』所収）による。

2. (B)石黒推計——まず明治21年の階層別戸数は、『農事調査表巻の一』の「第七」にのつている階層別戸数割合の数字を「第十四」の自小作別農家戸数計にそれぞれ乗じて算出した。つぎに明治41年および大正11～昭和25年の階層別戸数は、各年度の農家総戸数に石黒重明氏が各年度別に推計した階層別戸数割合をそれぞれ乗じて算出した。なお石黒氏の推計方法については石黒重明「明治四一年の規模別戸数について」（『総研月報』No. 95）をみよ。

3. 愛知、和歌山、香川、高知、熊本、鹿児島を除く内地39府県の合計数字である。

4. 附記——上記の山田推計の数字は、(イ)明治21年の計4,292千戸が『農事調査表巻の一』の「第十三」農工商其他別戸数の農を採つたものであり、したがつて農を本業としない第2種兼業農家を含まないものと想定され、(ロ)明治41年の階層別戸数割合の推計方法がまったく示されておらず、(ハ)同年の計4,468千戸は、その原典たる農事統計の39府県分4,457千戸と相違している。

第3表 明治時代の専業別農家
戸数(割合)

年 度	農家区分	専業農家	兼業農家
		千戸	千戸
明治36年		3,660(69.5)	1,609(30.5)
41		3,637(69.1)	1,624(30.9)
45		3,570(67.7)	1,708(32.3)

北海道沖縄を除く、内地全府県。農事統計による。

想定される。このような兼業農家は、とうぜん零細農にもつとも多い。したがって専業農家・兼業農家増の傾向は、前表でみた中農減・零細農増の傾向と、あい対応するものであろう。これをさらに第一表の自作農減・小作農増の傾向と結びつけるとすれば、ひとつの結論としては、すくなくとも明治の中ごろから末期にかけて専業農家的な自作中農がしだいに分解して、兼業にたよらざるをえない小作零細農が農村の下層に増加したとみなすことができる。

第4表 明治後半における経営耕地広狭別自作農家の
戸数および所有耕地面積(割合)

農家区分		経営耕地広狭別自作農家—内地73カ村平均—				
		5~10反	10~20反	20~30反	30反以上	計
年	度					
(A)戸 数(割合)		戸	戸	戸	戸	戸
明治32年		66.6 (39.8)	67.6 (40.5)	22.8 (13.7)	10.0 (6.0)	167.0 (100.0)
42年		63.7 (39.7)	64.4 (40.2)	21.6 (13.6)	10.6 (6.5)	163.0 (100.0)
大正 5年		64.2 (40.2)	64.3 (40.3)	20.0 (12.7)	10.6 (6.8)	159.1 (100.0)
(B)所有耕地面積(割合)		反	反	反	反	反
明治32年		563.7 (21.1)	909.1 (33.7)	538.2 (20.0)	678.6 (25.2)	2,693.2 (100.0)
42年		540.1 (19.6)	923.3 (33.4)	568.3 (20.6)	730.1 (26.4)	2,761.8 (100.0)
大正 5年		551.3 (20.2)	919.2 (33.7)	526.1 (19.3)	729.2 (26.8)	2,725.7 (100.0)

1. 内地各府県ごとに3カ村(中府以上, 中府, 中府以下)を調査したものから, 集計可能な73カ村分をとって1カ村当り平均をだしたものである。帝國農会『本邦自作農の状況其一』より引用。

2. 所有耕地面積(割合)——かならずしも当該自作農家がみずから自作するものだけでなく, 他に小作させているものをも含む点, 留意されたい。

ところで残る問題は、第二表でみられた一町五反以上の農家の増加である。経営耕地一町五反以上といつても、これには中農上層から大農までの各階層がふくまれている。そのうちの階層がとくに増えたのであろうか。この点を明かにできるデータはまつたくないで、やむをえず自作農家だけについての統計で間にあわせるとしよう。第四表をみると、明治三二年と四二年とのあいだで自作農家総数は減少し、その構成においても五反から三町までの各階層がいずれも減っているなかで、ひとり三町以上の自作大農だけ微増していることが読みとられる。このような自作農家総数の減少のなかで自作大農の増加傾向は、大正初期（一五）になつても続いている。しかも戸数だけではなく、その所有耕地面積割合もまた増加したのである。

ここで注目されるのは、この自作大農の性格である。第四表から各経営耕地広狭別の自作農家一戸当り所有耕地面積を算出すると、明治三二年において五反一町層は八反六畝、一町二層は一町三反五畝、二町三層は二町四反四畝であつて、そのほとんど全部が自作地だと推定される。いどの所有耕地面積であるにたいして、三町以上の自作大農の所有耕地は六町七反八畝にたつており、そのかなりの部分が貸付地ではないかと推定される。⁽¹⁾かりにそうだとすれば、この自作大農は地主的な性格をもつものだといえよう。

この点を裏づける資料として、やはり不十分なものが第五表をあげておく。昭和二二年春に現存していた大農経営についてそ

第5表 成年代、類型別にみた大農経営戸数

(単位：戸)

成 立 年 代	類 型	類 型 別	
		地主的	農民的
明 治	明 治 1 ~ 15年	23	6
	16 ~ 27年	11	7
	28 ~ 37年	5	4
	38 ~ 大正 3年	59	35
	計	98	52
大 正	大正 4 ~ 昭和 6年	53	76
	6 ~ 21年	31	55
	計	84	131

1. 全国農業会『大農経営に関する調査』より作成。

2. ここでの大農経営は、昭和22年春に現存したものに限る。

の成立年代をみると、明治三八～大正三年に成立したものがきわめて多い。しかも貸付地所有の有無でみたその類型は、大正・昭和時代（大正四～）にできた大農は貸付地のない・農民的なものがより多いのに反して、明治時代（一～大正三）にできた大農は、貸付地のある・地主的なものが一般的である。

これがかりに、成立当時の類型をも反映していると想定するならば、明治時代の大農経営はなお地主的性格をもつたものとして成立したのである。

これで明治の中ごろから末期にかけての全国的傾向として、自作農が分解し、ただそのうちで地主的性格をなおもつ自作大農だけが増加したと、いちおう言えるだろう。つきにはこの傾向を主な地帯についてみておかねばならない。それが第六表である。ここでは東北、近畿、九州の三農区をとつたが、いずれも自作農総戸数が減少しているなかで、とくに東北での減少がきわだつている。しかも東北で注目すべきのは、自作農総戸数がかように激減しておりながら、ただ三町以上の自作大農が他の二農区に比して大きく増加している点である。その半面もつとも減少しているのは、一～二町の自作中農である。自作大農の増加は九州でもみられるが、近畿になると停滞している。したがって全国的な傾向としての自作農なканすく自作中農の分解と自作大農の増加とは、そのイデ

第6表 明治後半における農区別にみた経営耕地広狭別自作農家戸数

(単位：戸)

自作農家区分 農 区・年 度		経営耕地広狭別自作農家戸数 (1カ村当り平均)				
		5～ 10反	10～ 20反	20～ 30反	30反 以上	計
東 北 区 (6カ村)	明治32年	60.5	98.1	52.0	26.0	236.6
	42年	61.2	66.6	45.5	28.5	201.8
	増 減	+	-31.5	- 6.5	+ 2.5	-34.8
近 畿 区 (18カ村)	明治32年	66.5	56.0	6.3	2.0	130.8
	42年	63.1	48.5	7.5	2.0	121.1
	増 減	- 3.4	- 7.5	+ .8	.0	- 9.7
九 州 区 (14カ村)	明治32年	90.0	77.4	26.7	5.5	199.6
	42年	85.7	77.7	28.0	5.8	197.2
	増 減	- 4.3	+ .3	+ 1.3	+ .3	- 2.4

帝国農会『本邦自作農の状況其一』より作成。

アル・タイプスを東北にもとめうるのではなからうか。

このような内容をもつ自作農の分解を、さらに第七表によつて動態的にみておこう。ここにとりあけてある地帯は、残念ながら近畿に片よつており——京都、滋賀で五カ村、のこり二カ村は岐阜、長崎——、とくに東北が落ちてゐる。そのいみで全国を代表するものとはいえないが、にもかかわらず指摘できる点は、自作農分解の方向が、不変層たる三町以上を別にして、各経営階層ともに上昇よりも落層のほうが圧倒的にいちじるしいことである。落層の方向は、経営耕地の縮小からさらに小作農化、転業、無資産化となつてゐる。かような落層は、東北ではもつと激しかつたのではないかろうか。

だがこの表でなお注目すべき点がある。そのひとつは、自作農↓小作農三三三、小作農↓自作農

戦前戦後における農民層の変貌

第7表 明治後半における自作農の動態
—京都、滋賀、岐阜、長崎4府県下7カ村—

(単位：戸)

起点=明治32年 終点=明治42年		自作農					明治32年には自作農でなくその後自作農化したもの
		30反以上	20~30反	10~20反	5~10反	計	
		2	72	461	430	965	地主11 小作農18 分家 7
地 主	30反以上	2	3	2		5	———
	20~30反		54	11		65	地主 1
	10~20反		12	412	17	441	地主 4 分家 2
	5~10反			31	369	400	地主 6 小作農18 分家 5
	小作農		15	36	33	33	———
転 業	作 業		1	2	5	8	———
	無 産		2	3	6	11	———

1. 自作農の動態をあらわす数字のうち、太字は同一階層に留まつたものの戸数を、それより上欄の細字は上昇とみなされる戸数を、それより下欄の細字は落層と、いちおうみなされる戸数をしめす。

2. 本表の数字を総括すれば、自作農の経営規模別戸数は明治32→42年でつぎのように変化したこととなる。30反以上 2→3戸、20~30反 72→71戸、10~20反 461→441戸、5~10反 430→429戸。

3. 帝国農会『本邦自作農の状況其一』より作成。

一八戸と落層のほうが多いとはいえず、絶対数としてはかなりの戸数の小作農が自作農に上昇している点である。原資料には全国一八カ村についてのデータもあるが、それによると自作農↓小作農一八八戸、小作農↓自作農一六八戸となつてゐる（ただし自明治三二年至大正五年）。もうひとつの点は、自作農↓地主五戸にたいして地主↓自作農一一戸と、地主で自作農化したもののほうがかえつて多いことである。みぎの一八カ村のデータ（ただし期間の点留意）では自作農の地主化二三戸、地主の自作農化二五戸となつてゐる。のちにのべるように、日本で産業革命がはじまつた明治三〇年代から地主手作型自作大農の寄生地主化は顕著な傾向であつた。これは否定しえない事実といわねばならない。ところがこの第七表によれば、その反対の傾向がみられるのである。

以上でもつて明治時代における農民階層分化の統計指標をひとつたり検討しおわつた。その結論をまとめるにさきだつて、明治の初年にさかのぼり当時の階層構成がどのようなものだったかをみておこう。この点については長野県下伊那の一カ村ではあるが、かつて古島敏雄氏が発表された明治七年の資料がある。それを第八表でよむと、所有耕地の大きなものほど経営耕地が並行して大きくなり、

第8表 明治初年における階層構成の一事例 一明治7年一

所有・経営 所有耕地広狭別	戸数	所有耕地 A+B			経営耕地 計 B+C			貸付率 A/B+C	自作率 B/A+B	貸付率 A/A+B	自作率 B/A+B
		反	小	計	反	小	計				
100 反以上	1	167.7	30.3	0	137.3	30.3	100	82			
50~100 反	3	65.2	31.3	0	31.3	33.7	100	52			
30 ~ 50反	7	38.2	16.3	0	16.3	22.3	100	57			
20 ~ 30反	4	24.7	16.4	4	16.8	4.8	98	33			
15 ~ 20反	11	16.8	15.0	1.2	16.2	1.7	92	10			
10 ~ 15反	20	11.8	11.4	1.3	12.7	.3	90	3			
5 ~ 10反	26	7.3	7.1	2.7	9.8	.0	73	0			
3 ~ 5反	23	3.8	3.3	4.1	7.4	.3	44	9			
2 ~ 3反	15	2.4	2.4	1.2	3.6	.0	65	0			
1 ~ 2反	24	1.5	1.4	3.8	5.2	.0	29	0			
1 反 未	38	.4	.4	1.6	2.0	.0	21	0			
無 所 有	39	.0	.0	2.0	2.0	.0	0				

古島敏雄「明治初年に於ける農民層の分化（一）地租改正地引帳に表れた一農村事情」（『農業経済研究』14巻1号）より引用。

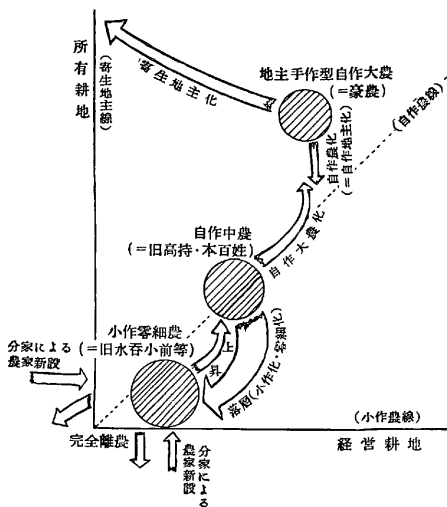
同時に自作率も貸付率も並行して高まつており、結局、三町以上の大農を地主手作型自作大農として村のいちばん上層に君臨させている。これにたいして小作地の借入れはほとんど経営耕地一町未満の零細農に集中し、きわめて多数の小作零細農が村の下層民を形作つてゐる。この両者のあいだに自作中農がいるが、それはたんなる中間層として存在するにすぎないものである。

このばあい農家の経営耕地を規定しているものは、ほとんど一義的に耕地の所有だつたといえよう。経営者として大農たるには、まずもつて、所有者として大農でなければならず、無所有ないし零細所有者は、経営者としても零細たらざるをえなかつた。小作農化というのはたんに落層の表現でしかなく、耕地所有と経営との分化としてあらわれる経営上昇は、まだ姿をあらわしていなかつたのである。このような状態が、たんにこの長野県の村だけではなく、全国の農村一般に通用していたかどうか、検討の余地はあるが、大阪など都市近郊を除けばどこでもこれに近かつたのではなからうか。問題はむしろ、農民階層分化のその後の展開においてこの状態がどれだけ止揚されたかということである。この点についても決め手になるような統計はないが、みぎの第七表でみられた小作農の自作農化傾向のなかに、耕地所有と経営との端初分化を内包するところの、いわゆる「自小作前進」的な経営上昇が作用しはじめていたかともおもわれる。

さいごに結論として、いままで検討してきた統計指標にもとづいてこの時代の階層分化の見取図をえがいてみよう。第一図がそれである。まず出発点として明治初年における農村の階層構成は、地主手作型自作大農と自作中農と小作零細農、この三つが基本階層を形作つていたが、その後の階層分化の過程で自作中農が解体しはじめ、そこから小作零細農のほうへ落層（小作化・零細化）してゆくものと、自作大農のほうへ上昇してゆくものとが、いわば両極に

分化する。もちろん落層のほうが圧倒的である。この両極分化に逆行して地主手作型自作大農は、所有耕地の大きなものほど早く自作を縮小して寄生地主化してゆくが、その一部分は落層して自作農化（＝いわゆる自作地主化）し、自作中農から上昇したグループに接近する。それは、かつての地主手作型自作大農よりは所有耕地も小さく、地主というよりは自作農といったほうがよいが、なお貸付地をもち、地主的な性格を残存せしめている。以上のような階層分化の所産として、明治末期でみると自作中農が減つて、小作零細農となお地主的性格をのこす自作大農が増えたのである。しかもこの両極分化の過程は、同時に寄生地主制確立の過程でもあつた。⁽²⁾

したがつて明治時代の農民階層分化の特色は、寄生地主制の確立をとまなうところの、自作中農の両極分化として要約することができよう。なおこのばあい、前述したように小作農から自作中農へ上昇してくる逆の傾向も存在して



第1図 明治初期の基本階層とその後の両極分化傾向

いたが、自作中農からの激しい落層傾向におおわれて、この時代はまだ底流たるにとどまつたのである。

註(1) この第四表および第六、七表における自作農の定義は、あまり明確ではないが、つぎのように規定されている。「本調査に於て自作農家と称するものの内、自家所有の土地を自家に於て経営する純自作農家の外、小作地を兼営せるもの、又多少地主として小作料を収入するもの等をも包含すれども、其の多くは自作経営による収入を主とするものなり」(本邦自作農の状況其一「八頁」)。したがって純自作農だけでなく、自作兼小作農およびいわゆる自作地主をかなり含んでいるものと推定される。

(2) 秋田、埼玉、愛知、和歌山、鳥根、香川、高知、熊本、鹿児島を除いた内地三六府県について耕地一〇町以上所有者数の動きをみると、明治二年二七、〇三六人(『農事調査表巻ノ一』「第七」より算出)、同四年二八、四二八人、大正一年二四、二九六人、昭和二年一九、六一五人(以上『農事統計(表)』より算出)となっており、大正、昭和時代の減少にくらべて明治時代は増加の跡をしめしている。

(二) 自作農の性格とその分解

(1) 明治初年における自作農の性格

こんどは明治時代の両極分化傾向の内容にたちいり、その出発点たる三つの基本階層すなわち自作中農、小作零細農、地主手作型自作大農それぞれの性格と、その後における動態とをみるとしよう。

まず自作中農の性格をみよう。この階層は、周知のように幕藩封建制のもとでは公式の貢租負担義務者としての高持百姓(1)、本百姓身分にぞくしており、これが明治維新のいわゆる上からのブルジョア革命によつて解放されて、自作農となつたものである。明治二年六月公卿諸侯の称をあらためて華族と称し、同年一二月中下大夫士以下の称を廃してすべて士族および卒とし、従来の農工商の身分は一樣に平民とした。さらに四年八月にはエタ・非人の称を廃し、

五年一月には卒を士族と平民に分つた。かようにしてなお妥協的ではあつたが、封建的な身分制度を徹廃していつた。なお五年八月には農民間に存した草分け、家抱・水谷等の称を廃した。移転および職業の制限にかんしては、元年五月各藩にたいし関所の新設を禁じたのはじまつて、二年一月諸道の関門撤廃、四年七月廢藩置縣をもつてついに農民の移転の自由を完成し、五年八月「農業の傍、商業を相當み倣儀禁止致候向も有之候処自今勝手たるべし」の大蔵省達によつてかれらの職業の自由をも確保した。これと並行して土地にかんしては、四年九月田畑勝手作を許可するとともに、五年二月田畑永代売買の禁を解いて「自今四民共充買致所持候儀差許候事」（太政官布告）とし、地券の交付をつうじて正式に所有権を法認した。その結果、所有地を「人に貸し与ふるとも、又は売却するとも、或は質入抵当として金銭を借るともいささかも妨けあることなし」（地券發行趣意書）とされた。以上のかぎりで旧來の高持百姓（本百姓は、いわゆる人格的自由を基調とする「分割地所有農民」となつたというる。）しかしながら當時の自作農は、その性格を「經濟制度」としてより具体的にみたばあい、「小商品生産」よりも「家父長的な自然經濟⁽²⁾」のほうがなお圧倒的であつた。もちろん大阪周辺や尾張西部・岩代の信達地方などではすでに幕末から農民の小商品生産が發展していたとされている。だがそれは棉・藍・桑種・繭など特産物の主産地であつた。第九表によつて地租がまだ金納化しない明治初年の農産物商品化率——買租米の商品化を除

第9表 明治初年における農産物商品化率の推計

	A		B	
	商品化の 高	商品率 %	商品化の 高	商品率 %
米	千円 17,429	15	千円 23,270	20
雑穀および蕎麦類	1,961	5	3,923	10
特産物	28,234	80	31,763	90
蔬菜類	1,760	20	2,639	30
果実類	204	20	306	30
計	49,587	24.8	61,900	30.9

山口和雄前掲書による。なお農産物生産総額は200,119千円と推計されている。

地券

く——をみると、特産物では八〇〜九〇%ときわめて高いが、米では一五〜二〇%にすぎない。しかもこの数字には地主の小作米販売も入っているから、じつさいの農民の米商品化率はもつと低かつたであろう。かような米作地帯の一般農村になると、すくなくとも自作中農以下の農民層は、まだ自然経済の域からあまり出ていなかったのである。かつて小野武夫氏が全国の故老に托して幕末の農家経済を調べたのによると（小野武夫『徳川時代の農家経済』）

A、農業生産 「多くの農家によりて施用される肥料は人糞尿を第一とし、次には牛馬糞をその主要分とする厩肥又は堆肥が用いられ、それから附近の山野で採集せられたる草や柴が用いられた。もしそれその肥効最も多しとせられたる加工動植物性肥料たる油粕類および魚肥にいたつては、これを使用しうるものはその地域から言つても農家の数から言つてもはなはだ少かつた。かくの如く当時における肥料が多分に原始的肥料をもつて占められたことから推して、当時における農作物の収量の少かつた理由の一端を知ることができる。」

農民にたいする最大の脅威の一つは「屢々製米したるかの凶作であつた。農業技術の進歩しない當時のこととて、害虫にたいする予防としては別になく、唯『実盛殿』の虫送りやこれに類する禁厭の類が行わるる位のことであつた。故に一度浮塵子が雲霞の如く襲来すれば、百頃の稲田一夜にして枯木と化し、又螟虫から稲葉を吸われて忽ち枯田になつてしまつても、百姓はこれを傍観するより外はなかつたのである。況んやかの稲熱病や早冷の害の如きにたいしては、全く手の施しようのない有様であつた。東北地方の飢饉はがいて早冷によつて招かれ、西南地方の凶歳はおおむね虫害や旱魃や霖雨にもとづくものが多かつたとしても不可はない。」

B、食物 「極度に粗悪なる食物を採りたる地方はまず別として、その他の地方においても三度の食事に米三分麦又は粟七分の飯を食うのはその頃としてはまず上の部であつて、大概は朝は麦か粟の大部分に僅かばかりの米を入れ、又は全く麦または粟ばかりの飯を食ひ、副食物として味噌汁查の物が揃えば好い方である。処によると朝は飯を炊かずに麦の粥か粟の粥ですまし、又は黍粉を湯で練て食したものもある。」

C、衣服 「絹布を用いる者の殆んどこれなきは勿論、一般の衣服にあつても概ね綿服か麻の手織物、履物は藁草履か又は素足であつた。足袋は多く用ゐることを許されず、北陸中山道等の寒國においてさえも冬期足袋の使用を許さなかつたとのことから、その他は推して知るべしである。」

D、家屋 「大多数の小百姓は二室か三室の小屋に任じ、甚しきは僅かに一室の家をもつて生活し、屋内の設備としても極めて簡素なるものであつて、床板のあるあり、ないのもあり、床のない処では土間に藁藪や藁を敷き、その上に蓆や蓆をして起居し、床のある処でも畳のないものが多分であつた。かかる家の中に住む百姓のことであるから、夜は行燈か松明の火明りで草履や草鞋を作り、冬は爐辺の焚火の光りで女子供は針仕事をしたり、木綿糸を紡いだりしていたのである。」

これは、幕末のころの中層以下の農民をえがいたものであるが、生産力のうへでも消費水準のうへでもきわめてミゼラブルな自然経済の姿がうかがわれる。山田盛太郎氏は、いわゆる「基体」Untereigentumとしての農民身分的土地所有と保有の生産技術段階を「零細農耕」として規定し、「この零細農耕は、その底のところ、古い慣習や事情に縛られていて変化が少く」、「徳川中期以降、特に若干の地方において農業生産力の発展が指摘できるのであるが、それにも拘らず、その一般的低位は蔽うべくもない」（山田盛太郎編『変革期における地代範疇』一三頁）といっているが、それはみぎのミゼラブルな自然経済の姿を指さしたものであろう。この状態は、たいした修正なしに明治初年の農家経済にも妥当したとおもわれる。

このような農家経済の再生産をつらぬいている人間関係をみるならば、それは、封建制社会のいわば細胞たるにふさわしいものとしての、「いえ」の一定の発展型態であつた。まず農民の家族構成を古島敏雄「家族形態と農業の発達」や北島正元「江戸時代の農民の家」（日本法社会学会『家族制度の研究（上）』所収）などによつてみると、江戸時代の

中ごろ、血縁家族員だけで二、三〇人を擁した同族家族の型がくずれて五、六人の直系中心のものに移行してゆき、ここに直系家族が近世本百姓の標準的な家族構成となり、これが明治以降にもひきつがれていつた。ところで、かような家族構成にはたらいっていた人間関係の性格はなにかということだが、この点になるとほとんど実証的なデータがない。いちおう想定するならば、それは原型としては、「いえ」とよばれる家長制的家共同体 *Patriarchalische Hausgemeinschaft*⁽³⁾であつて、家長の伝統的支配にたいする無条件のビエテートで導かれるところの、共同体であつた。そこでは家族員は、みずからを「いえ」に没入させて、個々の人格的自由を主張することがなかつた。かれらは、力のかぎり「いえ」のために奉仕し、必要なだけを「いえ」の恵みとして消費した。「いえ」を代表して農家経済を規制する機能は、いちおう家長権とみなしうるが、これも、家長個人によつて勝手に専有されたものでなく、いわば「いえ」の一同僚として、伝統にしたがいながら、「いえ」全体のために行使されねばならない。じじつ農民の「いえ」のばあい、家長権はけつして強いものではなかつた。前述のようにミゼラブルな経済状態のもとで生産と勤労をともしする運命共同体であることから、一家の「情合別て深く親み、夫婦一日逢ざれば三秋の思ひをなす」「世事見聞録」といわれたほどである。

ただ近世本百姓の身分になると、かような「いえ」の原型は、封建的な潤色をうけていた。本百姓の家長名義の土地保有は、封建制社会の展開につれて、株として固定化し、事実上の土地私有への芽をやどすようになった。そのことは、かれらの「いえ」の麦質をもたらし、がんらい共同体の一同僚として家長権を行使するはずのものが、その主人として共同体の頭上にあらわれるようになった。その結果、家長を中心にした系譜関係は、同時にヒエラルヒックな身分関係として作用しはじめた。これは、「いえ」の原型が封建化してゆく型態とみなしうる。みぎでのべた同

族家族から——その傍系家族員の分家を介して——直系家族への移行を必然たらしめた要因も、じつは、かような「いえ」の発展型態だつたのである。⁽⁴⁾ そのばあい家産としての土地の相続は、長子単独相続の方式をとつて、家長権とともに引きつがれた。この長子単独相続の制度は、がんらい封建制社会の歴史的所産であつて、室町時代の後半にはほぼ原則化したのち、江戸時代になつてから農民のあいだに拡がり、明治初年にはすくなくとも中層以上の農民の一般的な相続慣行となつていた。『全国民事慣例類集』（明治一三年）によると、「凡そ相続の順序は戸主の見込次第にて長男を分家し幼子を相続せしむる等其例多しと云へども、長男を以て相続人と定むる事一般の通例なり」とある。かような発展をしめした本百姓の直系家族も、それはもちろん、家族員の人格的自由を基調とする近代的分割地所有農民の小家族ではなかつた。そこではいぜんとして、すでにのべた「いえ」の關係がづらぬいており、そのうえで封建的發展であつた。したがつて農家経済におけるその機能の面にそくしてみても、資本制経済下の小商品生産農民のように家族員が自由な個人としてその労働を評価しうるだけの、主体性はまだ成立していなかつた。それはたんに農家経済が外界から隔絶していたからではなく、かような自然経済的な状態のメダルの裏面として、家族員個々の「いえ」からの人格的自立が欠けていたからである。この点を示唆する一指標としては、明治初年の地租改正における自作農田の地価算定基準をあげることができる。それによれば生産額から、費用としてたんに種籾・肥料代と公租公課とを控除しているにすぎず、これだけ引いた残りの「全益」を六分の利率で資本還元して地価とみなしている。⁽⁵⁾ つまり農民家族の労働評価分は、まだ独立の費目として姿をあらわしていないのである。⁽⁵⁾ この点、おなじ自作田収益価格の算定でありながら、今次農地改革のそれとは剗然たる段階差をしめすといえよう。

わたくしは始めに、明治初年の自作農の性格がなお圧倒的に「家父長的な自然経済」だつたと規定したが、その内

容は以上のとおりである。かれらは、上からのブルジョア革命によつていちおう分割地所有農民となつたにかかわらず、その実体は、むしろ封建制社会の細胞たるにふさわしい異質的性格のものであつた。新しい時代の法則は、農民のなかでは機能することなく、まだ国際法的な相貌を呈していた。この不一致は、その後の一世紀にわたる農民階層分化の過程をつうじて、いわば事後的に訂正されてゆく。

計(1)

尚持百烈¹¹本百烈身分というのは、賃租部分をふくめて封建農民としての生活を自家農業によつて再生産できるだけの耕地を保有しており、「むら」共同体の公式メンバーとして用水および入会地の管理運営に参加し、村役人の選出母胎でもあつた。

(2)

ここで明治初年の自作農の性格をみる基準としてあげた「家父長的な自然経済」と「小商品生産」とは、レーニンの「食糧税について」という論文から援用したものである。このなかでかれは、革命によつて地主的土地所有が一扫された直後のロシア農村を「小所有者の自然発生的な状態」とみなし、これをさらに「家父長的強制」や「野暮な状態」の支配する「家父長的な、すなわち、いちじるしく自然的な農民経済」と「没物を売る農民の大多数」がこれに入る「小商品生産」との、二つの「経済制度」に区分している(『レーニン選集』第二卷四九頁)。

ここでとくに強調したい点は、同時的存在としてあらわれているこの二つの経済制度が、歴史的には封建制社会の初期と末期とにそれぞれ結びつくこととみられることである。さいきんのソ同盟歴史学界の論争報告によると、「討論のなかで、封建時代の初期の農民経営と末期の農民経営との差別も、正しく強調された。初期には農民経営は、現物的な家父長制的の共同體経営であつたが、末期には商品的な私経営であつた」。そして封建制度が解体する古典的な道は、「農民が自由な商品生産者¹²所有者の地位にちかづくことである。このような道は、資本主義が発生するための、もつともよい、そしてまた古典的な条件を保障する」(山岡・木原編『封建社会の基本法則——ソ同盟歴史学界の論争と成果——』二二六頁)。日本の明治維新のばあい、封建制度の解体にもかかわらず、農民がなおかような「自由な商品生産者¹²所有者」たる実体をそなえていなかった点に、特長がある。

ただ念のため附記すれば、本稿で用いている「家父長的な自然経済」の家父長的というのは、実質のうえでもう封建化し

たところの、家父長制の *Grenzfall* である。本文を参照されたい。なお「小商品生産」という範疇の意味は、後述「四、戦後における農民階層分化の様相」でふれることとする。

(3) 「家長制的家共同体」の範疇規定については、Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft* § 196, 679, 681, 133 をみよ。

(4) 封建制社会における「いえ」の発展につれて、どうして同族家族から直系家族への移行が必然となるかについては、未熟な一試論ではあるが拙稿「直系家族形態における「いえ」」(『総研月報』三一年一〇月号)を参照されたい。

(5) かつて前田正名は『農政計画図表解説』(明治一七年)において、「我農家は生殖的と不生殖的とにかかわらず、財本を出すことは甚だ之を好まず、之に引替え労力時間を費すことは敢て意とせざるのみならず、殆んど之を損益の外に掛けり。是皆し農家一般の慣習なり」と指摘している。

かような家族労働の無評価の根拠になつてゐる制度的な要因を、わたくしは、前近代的な「いえ」の機能にもとめる。小農経済内部に「いえ」関係がつらぬいてゐるばあい、労働を提供する家族従業者個々人は、自家労働の社会的評価をなさず、したがつて経営者としての農民は、この評価分を事実上の費用として控除したうえで純収益を算出することをしない。なおこの点についての理論的究明としては、拙稿「農地改革後の自作農の性格」(『農業総合研究』六卷二号)を参照されたい。

(6) エールリッヒはその著『権利能力論』のなかで、「原始社会の法は全く國際法の相貌を有する。何となれば、その法は全然個々の人間に関するものではなく、今日の國際法の如く専ら人間集団全体の相互間における関係にのみ関するものだからである」(川島・三藤訳一三頁)といい、また「殆んど二つの法体系と称せられうるが如き二群の規範が、古代の生活を支配していた。いわば國際法ともいうべきその一つは、あたかも独立国家相互間の関係の如く、個々の家相互間の関係を規律し、他の一つは家の内部組織を規定した。裁判所においては前者のみが法として妥当した」(同上二七頁)といつてゐる。

わたくしには、このエールリッヒ的論理が明治初年の自作農の性格規定にも程度の差はあれ当てはまるとおもわれる。當時の自作農は、外的には——なかならず資本の原始的蓄積との関連においては——いちおう分割地所有農民となつた。だが内的には——同族団(マキ)や「むら」共同体の内部関係までもふくめて——封建制社会の細胞たるにふさわしい前近代的な性格をまだ支配的に残してゐた。

(2) 原始的蓄積期における自作農の分解

そこで自作農が明治時代をつうじてどのように分解していったかをみよう。明治時代は、その中ごろ——二〇年代——を境にして、一二に分かれる。その前半は、地租改正を出発点として資本の原始的蓄積が激しく行われた時期であり、後半は、産業革命が始まつて、しだいに産業資本の確立期にはいるのである。まず原始的蓄積期における自作農の分解をとりあげるとする。

地租改正（——明治六年七月——）の内容についてはすでに周知のことにぞくするが、これを当時の自作農におよぼした影響にそくしてみるならば、おおよそ三つの特色があげられる。第一に改正された地租の負担額は、幕藩時代の貢租に匹敵するほどに高率だったことである。地方官心得にしめされた検査例によると、田一反当の收穫米一石六斗、石三斗としてその代金四円八〇銭であるとき、地租は一円二銭四厘、村入費はその三分の一、すなわち四〇銭八厘、合せて一円六三銭二厘となり、收穫米代価の三四％となる。この負担額は、有尾敬重『本邦地租の沿革』によると、「甲の地方では増し、乙の地方では減じ、詰る所租税額に於ては先づ従来と余り増減はないであらうと云ふ大体の予算で実行に掛かれたもの」（五二―五三頁）であつた。第二に、いままで田租は米納、畑は金納、石代納、大豆納等々であつたのを田畑をつうじてすべて金納にあらためた。その理由を我妻東策『明治前期の地租問題』によつてみると、「明治政府は廢藩置縣に依りて旧幕府に数倍する租米を全国津々浦々から徴収するに至つたのであるから、その運搬の手数と煩雜とは前古未曾有にして當時の運輸施設を以てよくなし得るところのものではなかつた」し、とくに「旧幕以来の貨幣經濟と自然經濟との矛盾が廢藩に依る全国貢租米の中央集中によつて貨幣經濟的施設の未熟の上に一時に大規模にあらわれ」て、「毎歲市場穀価の昂低素より常なく国産の財計得て予算すべからず」という危険

をひきおこしたため、「政府は之を農民・地主に分散転嫁するための施設として金納制を採用したのである」(我妻東策『明治前期農政史の諸問題』六八頁)。さいごに第三には、かような地租が政府の租税収入のもつとも大きな割合をしめ——明治九年八三%、一八年八二%、二四年五八%——、これを基礎としてえられた財政資金が、幕府および各藩の負債肩替りや、旧藩主家臣の秩録処分のための出費、不断に増大の一途をたどる軍事費(暴動鎮圧費をふくむ)や殖産興業費など、封建制度の上からの解体と近代的国家制度の整備ならびに資本制産業の創出とのために使われたのである。そのかぎり農業生産力の発展のうえにプラスとなる支出は、ごく微々たるものであつた。⁽²⁾

がんらい地租改正は、さきにのべた農民的分割地所有の法的確認をベースにして、旧来の封建地代としての賃租を形式のうえでは近代的な収益税に転化せしめたものである。そのかぎりそれは、自作農の経済が小商品生産として展開するための、基礎であつたというる。この点について松方正義は、「凡そ物品を以て賃租に充つるは未開闢の陋習のみ。如此陋習は国歩上進に随て改めざるべからず。若し之に因循して改めざるときは、人民自家の生産物を自由に売買するの慣習を養生する機会を妨け、生産力の発達を害するに至るべし」(『地租諸法規取捨説明』)と、地租金納化の意義をのべ、またフェスカは、「抑も彼の收穫の多寡即ち総収益の大小を計りて地租を定むるは決して良法と云ふを得ず。何となれば農業益々集約精緻を加ふるに従ひ、総收穫彌々増加すると雖も、純益の増加する割合は必ずしも之に比例するものにあらず、故に單に收穫額に従ひて、地租の高低を算定すれば何人も資金を投じて改良を計るものなく、農家の進歩は為めに妨碍せらるべければなり」(『日本地産論』)と、収益税としての新地租の意義を明かにしている。

だが地租改正は、いちおうこのような進歩的な基本線にそいつつ、当面の内容においてはみぎにあげた三つの特色

をもつて作用したのである。すなわち、その額は旧封建貢租に匹敵するほどの高さであり、その金納化は米販売にと
もなう一切の危険負担を農民においかぶせるものであり、その使途は農業生産力にとつてほとんどプラスとはならな
かつた。農民の経済は、まだ一般に家父長的自然経済の域をでなかつたのが、かような地租改正によつて、いきなり
その全剰余生産物部分を商品化せしめられた。山口和雄氏は、改正直前における生産米二、五七五万石のうち、貢租
として物納した米を一、〇七五万石、地主をふくむ農民の販売米を三八七ないし五一七万石とおさえているが（前掲
書三九―四一頁）、かりにこの貢租米の分だけ金納になつたと想定すれば、農民は、いままでの販売米の三倍ちかくの
米をあらたに金に代えねばならなくなつたこととなる。しかもその金は、地租として吸収されて、ふたたび農業生産
にもどれない性質のものであつた。

当時の市場は、なお地方割拠的であつて、少数特定の米商人のいわば前期的な独占のもとにおかれていた。ことに
地租の納期となれば「地方の貨幣多くは都会に聚り、一時其空乏を生ずるは必然の勢」であり、商人の独占的地位は
さらに強化される。このような市場へなお自然経済的な農民が投げだされて、納期までにせひとも大量の米を金に代
えねばならなくなつたのであるから、とうぜん商人に足もとをみられて捨値同様に買叩かれ、はては高利貸の収取に
身をゆだねる結末となる³。地租改正は、このようにして自作農の分解要因となつたのである。その方式は、おそらく
落層——小作化・零細化——傾向が圧倒的たらざるをえなかつたのではないかとおもわれる。なぜならば分解の要因が、
みぎにのべたような地租による一方的な農業収奪であつたかぎり、そこからは生産力を高めて経営を上昇させる契機
はみいだしえないからである。そのかぎり、農家経済の商品化は窮迫商品化を基調としていた。

自作農の落層傾向がいちばん顕著だつたのは、明治一〇年代のインフレ・デフレの時期であつた。維新らしい政府

は財政資金の調達のために多額の公債と不換紙幣とを発行したが、明治一〇年の西南戦争はますますこれに拍車をくわえた。その結果、貨幣価値の低落は停めようがなくなり、物価もまた急激に騰貴して、玄米一石東京の平均相場は一〇年五円五〇銭、一二年八円二一銭、一四年一〇円四八銭という勢いをしめた。このインフレによつて自作農は、定額金納の地租負担が実質上いじりしく軽減したため、その消費生活をにわかに膨張させたり、⁽⁴⁾借金して土地の思惑をするものもでてきた。だがそれは、間もなく殺倒すべき恐慌的情勢の、その前夜にすぎなかつた。インフレの帰結たる財政・貿易関係等の悪化に直面した政府は、一四年秋以後ついに根本的な紙幣整理を強行し、一九年には兌換制度が確立したのであるが、その道程において「体制的沈静期」と称される深刻なデフレを経験することとなつたのである。紙幣整理の立役者だつた大蔵卿松方正義は、当時の状況を追想して次のように語っている。「私が紙幣整理に手を着けると

第10表 明治10年代デフレによる農家経済の悪化

(自作田反当)

収 支	国、年度	伊 勢		近 江		伯 耆	
		13 年	17 年	13 年	17 年	13 年	17 年
収 入 A	円	17.50	7.33	18.90	7.20	16.48	6.65
	石	(1.75)	(1.30)	(1.60)	(1.60)	(1.84)	(1.90)
支 出 B	肥料、手間代	10.35	6.50	11.00	5.55	8.00	5.50
	地租地方税協 議費	2.65	2.91	1.99	2.09	2.21	2.49
収 支 過 不 足	円	4.40	△ 2.08	5.01	△ .44	6.27	△ 1.34
	%	16	40	11	26	13	37
地租公課割合 B/A	円	10.00	5.63	11.81	4.50	8.96	3.50
	石	130	25	100	40	100	48
参 考	米 価(石)	10.00	5.63	11.81	4.50	8.96	3.50
	田売買価格(反)	130	25	100	40	100	48
考 田 公 正 価(反)	円	79.97		55.00		69.84	

1. 東京経済雑誌252号所収の数字をさらに木村莊之助氏が加工したもの。木村『日本小作制度論』407頁による。

2. 伊勢は多気郡佐田村、近江は甲賀郡土山村、伯耆は八橋郡別宮村。

間もなく世間は一般に大層な不景氣になつて来た。商工業者は商品の値が次第に下つて来る。利益は段々なくなつて来る。農民は米の値が下がる。仕舞には一時の半分程になる。地租は倍の重さになつて来る。以前に米の騰貴で贅沢になつた農民は生活が苦しくなつて来た。夫であるから到る処に不平が起つて来た」(国家学会『明治憲政經濟史論』二九〇頁)。當時の農家經濟の惡化については第一〇表をみよ。ここでは自作農の土地資本利子部分を支出からはずしているにかかわらず、一七年はいずれも赤字となつてゐる。自作農にとつて地租負担はいちどにその圧力をとりもどし、インフレによつて消費生活が膨張したり、借金して耕地を買いこんだものなどは、まづさきに窮地におちいた。

自作農は、すでに分割地所有農民として、土地の書入・質入・売買が自由になつていたから、土地担保の負債、土地の担保流れ、租税滞納による強制処分はたちまち非常な巨額にたつた。その数字は、たとえばマイエット『日本農民の疲弊及其救済策』(明治二六年)やエッゲルト『日本振興策』(同二四年)によつて周知のことであるが、さらに地方別情勢を農商務省編纂の『興業意見』(同一七年)でみるならば、

「兵庫県の情勢、農は目下、地所の売価凡そ地券面金高五分の二に低下せり。然るに尚之を購買するものなく、且負債の爲め挙げて債主へ引渡すも未だ全く償却の義務を尽す能はず、今土地所有の有様を觀察するに、其所有を全うする者十分の一、抵当に入れたる者十分の五、既に沽却せし者及び將さに沽却せんとする者十分の四とす。故に、抵当地を再び自己の所有に復する如きは、絶て望むべからざるることなり」(明治前期財政經濟史料集成『第一八卷八一七頁』)。

「山梨県の情勢、農は穀仙下落の爲め其収益は以て労費を償うに足らず、或は租税不納の爲めに財産の公売を受け、又負債返償の義務を果さずして身代限の処分を受ける等、新聞紙公告部の過半は毎日身代限の公告を以て填め、郡役所の事務は其財産取調に係る者最も多きに居ると云うを以て困難の一斑を見るに足る。近來土地益々其價格を失墮し、之を公売に附するも復た買受

けんとするものなく、此景況を以て後来を推想すれば、農民の過半は流離退転し、所在田園多く荒蕪に帰せんのみ」(同右八二三頁)。

この時期における規模別にみた自作農戸数の減少をうかがう資料として、第一一表をあげておこう。地租改正当時の全国調査によれば地租一〇円を負担すべき土地は耕宅地平均や一町二反歩に相当するといわれたから(我妻東策前掲書九一頁)、この表で地租一〇円以上を納付するものは自作中農、五円以上一〇円未満を納付するものはいちおう自作零細農(の上層)とみなしてよい。この両階層は、明治一五〜一九年のあいだに、いずれも雪崩れをうつて減少している。このような減少は、いうまでもなく、自作農が小作農に落層していつたことを意味する。小作地割合は明治一六・七年三五・九%から二〇年三九・三%に増えている——前掲第一表参照。それは、同時に、大地主が成立して

第11表 地租納付者数の減少
——平民—— (単位:人)

年 度	納付者 地租10円以上 を納めるもの	地租5円以上 10円未満を納 めるもの
明治15年	848,551	876,047
16年	840,542	821,294
17年	818,002	807,543
18年	810,925	772,377
19年	779,175	695,103

『第七統計年鑑』より作成。渡辺信一
『日本農村人口論』36頁による。

第12表 明治前期における田
売買価格の低位 その1

年 度	価 格 田 反 当 売 買 価 格 A	石 当 米 価 B	A/B
明治12年	59	8.0	7.4
13年	89	10.8	8.2
14年	111	11.3	9.9
15年	85	8.9	9.5
16年	48	6.3	7.7
平 均	78	9.1	8.6
大正1年	286	21.0	13.6
2年	303	21.3	14.2
3年	285	14.0	20.1
4年	262	13.1	20.0
5年	278	13.8	20.1
平 均	283	16.7	16.9
昭和1年	576	37.9	15.2
2年	548	35.3	15.5
3年	541	31.0	17.5
4年	525	29.1	18.0
5年	492	25.6	19.2
平 均	536	31.8	16.9

田反当売買価格は小峯三千男『日本
耕地価格の研究』131〜2頁による。
上中下田平均。

ゆく過程でもあつた。だがたんにそれだけではない。注目すべき点は、この土地集中が法外な低価格で行われたことである。第一二表をみよ。大正の始め五カ年、昭和の始め五カ年と比較すると、この明治一二一六年の五カ年では田の売買価格の変動がきわめていちじるしいのみならず、米価にたいする倍率でも二分の一ほどの低さである。もちろん、このばあい当時の低い米作生産力と公租負担の重さを考慮にいれねばならない。そこで補足のために第一三表をみると、明治の末期から前半にさかのぼるにつれて、田反当の地主所得ないし自作農所得にたいする売買価格の倍率は、ますます低くなっている。

この二つの表からみちびかれる結論としては、大地主が土地の売り手にまわつた大正・昭和時代にたいして、自作農が土地を売つて大地主が成立した明治の前半なかんすく一〇年代においては、土地の取引は、実質のうえでも、法外に低い価格で行われたといふことである。それは、当時の自作農の異常な貨幣不足につけこむ高利貸資本の土地収奪たる内容のものであつた。ではかような貨幣不足の原因はなにかといへば、基本的には、かの地租改正からインフレ・デフレの過程をつうじて強烈に作用した政府の原野政策にほかならなかつた。そのもとで副次的には、立ちおくれた性格をもつて登場した当時の自作農がなお商品生産者として陶冶されていなかつたため、インフレのさい消費生

第13表 明治前期における田売買価格の低位 その2

年 度	明治 23年	32年	41年	44年
価格所得	円	円	円	円
田反当売買価格A	50	127	173	246
石 当 米 価B	7.2	10.5	13.2	16.8
田反当地主所得C	5.6	8.2	9.3	13.2
同上自作農所得D	11.9	18.1	21.4	31.0
A/B	6.9倍	12.1倍	13.1倍	14.6倍
A/C	8.9	15.5	18.6	18.6
A/D	4.2	7.0	8.1	7.9

1. 全国1府10県合計18カ村についての平均。2. 田反当地主所得は田反当小作料から公租を差引いた残り、同上自作農所得は田反当収入(収入米、其他、稿桿等)から支出(種穀、肥料、公租、雑費)を差引いた残り。3. 農商務省農務局『本邦農業経済事情』(大正2年)による。

活の不健全な膨張をみたからでもある。⁽⁷⁾「体制的沈静期」の深刻なデフレは、かれらにその陶冶の機会をあたえたといえるが、そのかわり土地所有の喪失という高い代償をはらわせたのである。

以上をもつて地租改正から一〇年代のインフレ・デフレの過程におよぶ自作農分解の検討をおわる。だが分解の要因は、たんにこの地租改正やインフレ・デフレだけではなかつた。地租改正とならんで行われた林野の「官民有区分」にさいして、農民の入会地の多くは、あるいは「所有の確証」ができなかつたり、あるいは地租の増徴におどかされて、官有地に編入されてしまつた。村の有力者個人の名義にしたため、後年になつて入会権を否認された例も少からずあつた。民有の入会地として残つたものも、町村制の施行（明治二年）とともに町村有財産に編入され、明治末期から大正初期にかけて、「公有林野の整理開発」の名のもとに入会権を解消せしめられた。⁽⁸⁾このような入会地の収奪・整理は、それじたいとしては農民を共同体的規制から解放し——いわゆる農地個人主義の完成——、近代的な分割地所有農民たらしめる基本線にそいつつも、かれらから肥料（刈敷）や飼料（秣・褥草）や燃料（薪・粗朶・柴）の自給源をうばう過程となつた。これもまた、自作農分解の要因として作用したのである。さらに明治の後半にかかるが、自家用酒醸造の制限・禁止（明治一九一三一年）や葉煙草専売制度の実施（三三年）は、農民の家計を強制的に商品経済化し、間接税負担の対象たらしめた。

ここで明治前半における自作農分解の意味を要約しておくならば、それは、生産力的にも人間関係のうえでも、(1)でのべたような遺制的性格をもつた農民が、じぶんを近代的な小商品生産者としてふさわしいものに止揚しないまま、いきなり権力的強制をつうじて商品経済界に投げだされ、その上からあたえられた分割地所有を喪つてゆく過程であつた。そのばあいにはいかな大きな収奪者は、もちろん政府であつたが、商人や高利貸や地主もまた、この自作

農の窮迫状態につけてこんで前期資本的ないし半封建的な収奪をほしいままにした。その結果として、たんに政府の上からの育成による資本制産業のファンダがまかなわれたのみならず、農村のなかでも資本に転化すべき富としての土地所有が地主の手にますます集積してゆき、これにたいして賃銀労働者のくめどもつきぬ供給源として小作農が増加したのである。そういう意味でこの時期の自作農分解は、産業資本確立に先行するところの、資本の原始的蓄積として機能したのである。

(註(1)) 地租改正の内容は、だいたい次の四点である。(一)旧貢租は土地の收穫を標準として賦課されたが、改正法では課税標準としての地価が設定され、したがって旧来の石高・石盛・免・檢地・檢見等はいつさい廃止された。ただしこの地価は、まず田一反歩の收穫を石代によつて金錢に換算し、種子・肥料・地租および村費を費用——本文でのべたような不十分なものではあつたが——として差引いた残額を純収益とし、これを一定の利率によつて還元したところの、いわゆる「収益価格」であつた。(二)旧貢租は五公五民、四公六民、三公七民等種々だつたが、新地租は地価百分の三をもつて定率とした。年の豊凶によつてもいづい増租減免を行わないこととした。(三)金納化——本文を参照されたい。(四)納税者は旧貢租のばあい、たんに高持百姓だけではなく、むしろ耕作者が直納するのが支配的だつたのを、新地租では土地所有者に統一した。

(2) いわゆる殖産興業の「産業的重点」は、陸海軍工廠のような直接的軍事工業部門、鉄道電信海運のように軍事的意義をもつとともに資本主義的生産様式の整序のための前提となる運輸通信産業、基礎産業としての鑛山業、輸入防遏輸出振興に關連する紡績製絲等であり、なかならず直接の軍事工業部門に最大の重点がおかれていた。殖産興業政策の中は、そのほかに一般的な勸業政策や勸農政策や土族授産をも含んでいたが、全体の比重からすればきわめて微力なものでしかありえなかつた(農業発達史調査会編『日本農業発達史』第一卷七七八頁)。

(3) 農民が地租金納化によつて従来以上に商人や高利貸の収奪をうけるようになることは、当時の政府当局もみとめざるをえなかつた事実である。明治九年五月大藏卿大隈重信、内務卿大久保利通が連署して閣議に提出した「貸付局設立並資本手形發行の議に付伺」のなかに次の一節がみいだされる。「米納の法變じて金納の制となるをもつて、従来官の手にて運用活動し来る所の米穀は都て民間に於て其価の高低を問はず之を売捌き、以て租賦の用に備へざるを得ず。於是て納租の際に及び

米価一般に低下し農民其米穀を賤売與却し以て納租の急に應ず。未だ其低価を憂うるに遑あらざる也。是賤売に於て多少の損失を取るは固より言を待たず。或は之を典却して一時其急を救ふも利は月に積み遂に再び購ふ可からざるに至らん。…豪猾の徒金融藏家の機に乘じ、非常の高利を貪り數月にして元利ひとしきに至る。是を以て獄訟常に絶えず。人民の破産流亡する者日一日より多きは都鄙一般の近況なり」(土屋喬雄・小野道雄『近世日本農村経済史論』三四〇頁による)。

(4) 明治一〇年代インフレ期における農民の消費生活の膨脹は、戸谷敏之「明治前期に於ける武蔵野一農家の経済生活」のなかで如実にえがかれてゐる。これによると明治一三年の消費内容は九年のそれにくらべて格段の差がみられ、「絹物を着用し、『びろうと』を使い、蝙蝠傘をかざし、夏羽織を掛けた農民の姿が浮び上つてくる」。「食物の点では菓子、魚の消費が幾分増加したのみで明治九年と大差ないけれども衣服費、住居家具費、小遣費が著しく増している。生活程度の急激な向上は、當時の好況の不健全性に対応するものであり、遊廓に足を運んでさえている」。「信仰交際並に冠婚葬祭費の増大は、生活程度の向上とも関連するが、又婚礼のあつたためである。結婚の帯代十圓を最大の費用とする」。

農業経営のほうは、「荳粕・小糠・穀等の金肥が使用せられ始めたことを特に注意したい」が、全体として「農業生産費は余り変化がなく」、「総支出に対する比率は四パーセントで、明治九年の八パーセントより低い。好況の不健全性がよく現れている」。

しかも「此の頃より無尽が盛んとなつたことが知られ」、「借入は、明治九年の二十二圓五十銭が十三年に至り百二十四圓十銭と俄然増大している」。

以上は、やく一町九反所有の農家にかんする経済分析であるが、戸谷氏はその結論として次のようにいう。「紙幣膨脹期の農家経済は、生産物価格の騰貴に恵まれて余裕を生じたが、時代の風潮によりその余裕を生産技術の発達へ向けず、生活を徒らに高め、かえつて多額の負債を持つに至つた。明治十七年を頂点とする不況期の困窮の胚子は、表面華やかで内に貧を蔵する明治十年より十四年の所謂好況時代にまかれたのである」(戸谷敏之『近世農業経営史論』四八九―四九四頁)。

なお、このころ賭博が全国的に流行したようであつて、たとえば齋藤万吉氏の調査によれば、福岡県八女郡辺春村では西南戦争後のインフレ好況に乗じて村内賭博流行し風紀が大いにみだれたが、そのうち重立ち層の指導による農村経営でようやく改善したという。

(5) 農民にたいする分割地所有の法認がその負債の増加に歸着したことについて、エッゲルトは『日本振興策』で次のように

いう。「地租改正に由りて、農夫は地租の所有証券たる地券を与えられしに、此券状を以てすれば、以前よりは容易に負債を起すことを得、時ならぬ土地財産の流通力を頼みに、農夫は爭ふて金を借入れ、以て外国風を装ひ、生活の度を高むるの資に供したり」(『明治農業論集——マイエノト・エッゲルト・フェスカ——』二七六頁)。また「興業意見」は、「農家に破産者多きは土地売買を旨したる事に因る事」とし、これにより「百姓に金銭を持たせたるは、恰も小児に利器を弄ばしむるが如し」といつている(『明治前期財政経済史料』第一八卷九六頁)。

(6) 明治前半において高利貸的な土地収奪を行つた大地主にとつて、その土地からえられる小作料の利廻りはきわめて高いものになるし、大正・昭和時代になるとこの土地を割高で売つて大きな差額利得をすることができた。この高利貸的投資をふくむ資本主義部門と農民経済部門とのあいだの長期的な資本取引を想定したばあい、このような法外に有利な元利回収分が地主のいわゆる「アルジョア化」をつうじて資本に転化することによつて、明治前半の地主的土地集積が資本の原始的蓄積の一環として機能したとみなされる。なおこの点の理論的解明としては、Maurice Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, p. 177~186 (邦訳上巻二五六~二六七頁)を参照された。

(7) 明治一〇年代インフレによる農民生活消費の膨脹は、割りきつていえば、封建制社会から持ちこされた「家父長的な自然経済」基調の農民生活をほとんど止揚しないものであつた。余分の金がいづつても、これを近代的な「小商品生産」者として生産力の発展やその有機的一環としての生活水準の實質的向上にはむけない。まさに余分な金として不生産的に消費し、農民じしんは惰農化する。しがつてインフレによつて現象的に商品経済化したようにみえても、その本質はいぜん、家父長的な自然経済の「伝統主義」(ウェーバー)が保持されたというる。みぎの註4、5で戸谷氏やエノゲルト、興業意見から引用した言葉の意味を、わたくしは以上のように理解したいとおもう。

(8) 農民入会地の収奪整理とその農民経済への影響について、詳しいことは農業発達史調査会『入会地の整理過程と農業』を参照されたい。

(3) 産業革命期における自作農の分解

明治一〇年代後半の深刻な「体制的沈滞期」がすぎると、一九年の銀貨兌換による貨幣制度の安定、これとほぼ時を同じうする近代的交通・通信機関の発足をつうじて、二〇年代からいよいよ産業革命へむかつて新しい展開がは

じまつた。ひとつの指標を工場工業と家内工業との生産額でみると、一三年の生産額は工場工業八百万円、家内工業七百万円とほぼ匹敵していたが、その後の増加指数（一三年をそれぞれ一〇〇）において家内工業のほうは一八八一年〇四、二八年二六二、三八年五六二となつたにたいし、工場工業のほうは一八八一年一〇九、二八年三九四、三八年九〇一と増加し、両者の開きは二〇年代から大きくなつてゐる（大川一司『日本経済の成長率』七二頁による）。このような展開を消費資料生産部門を代表する衣料生産の編成替えについて表示するならば、左のとおりである。

A 紡績を主導部門とする綿業の編成替え

1、原棉確保 二〇年を基準にして国内棉作が凋落せしめられて外棉輸入にかわり、二九年棉花輸入関税の撤廃でこの過程が完成する。

2、紡績 二三年に綿絲国内生産高が輸入高を凌駕、日清の役を境にして洋式紡績機械による在来手紡の決定的征服、二九年には綿絲輸出高が輸入高を凌駕する。

3、綿織 一八年綿布生産高が輸入高を凌駕、三五年ごろから紡績会社の力織機による織布兼営が發展し、四二年には綿布輸出高が輸入高を凌駕する。

B 製絲を主導部門とする絹業の編成替え

1、原料蠶確保 典型的な「農家副業」として二〇年代以降直線的に發展。なお本文をみよ。

2、製絲 二七年器械製絲高の坐繰製絲高を凌駕、四二年生絲輸出高は世界の首位となる。

3、絹織 一九年絹織産額の綿織を凌駕、三二年新興福井が器械機台数において圧的優位をしめる。⁽¹⁾

このような産業革命の展開のもとで農業生産がいかに編成替えしていったかを、やや具体的にみておこう。まず主な農作物の作付面積の動きをたどると、明治二五年までは稗と葉藍とがわずかに減少しはじめたといで、作物構成

の変化はさほど顕著ではないが、二六～三四年の時期になると、稗・粟・大麦など自給的食用作物がいちぢるしく減少し、棉・茶・菜種・煙草・葉藍・大麻など工芸作物もすべて減少し、これにたいして増加は水稻と桑を筆頭に、陸稻・裸小麦・甘藷・馬鈴薯などもそれぞれ増加している。かような作物構成の変化は、つぎの三六～大正四年の時期では、いつそう顕著となつた（那須皓編『本邦土地利用の研究』九～一二頁）。蔬菜・果樹・畜産および加工品の動きについては、日清の役から明治末期にかけて綿絲・麻絲・織物・味噌・酒など自家用家内工業品が衰えていつて、そのあいだに豌豆・午茅・葱頭・甘藍・白菜や、桃・苹果・夏橙・ネーブルス・葡萄・桜桃・牛・鶏・菓製品・副業品一般が興つていたことが注目される（我妻東策『農村産業機構史』四七九頁、四八二頁）。

この生産物の変化にたいする経営および生活用品の変化はどうか。我妻東策氏によれば「農村は早くも日清戦争直後において棉花・綿糸・麻糸・砂糖等の生活必需品の生産をやめてこれを購入せねばならなくなり、日露戦争後はさらに藍・織物等の必需品を始め農家最大の嗜好品ともいふべき酒類の購入をも余儀なくせられ、その後明治末期にいたる期間には蠟燭・菜種油・味噌・醤油・鉄・紙・メリケン粉・人造肥料等の購入を開始し、なお洋燈をともし、電燈の使用を始めざるをえなくなつてゐる」（上掲書四八二頁）。ここでとくに肥料についてみると、金肥の消費は、二〇年代からいちぢるしく増加したようである。斎藤万吉氏は、「従来の断片的調査によるに、明治二十年頃までは農家施肥量の三分の一以内を金肥とする地方多かりし

第14表 明治後半における購入肥料の増加

年 度	中 等 田 反 当			中 等 畑 反 当		
	肥料 施肥量	うち 買肥	割合	肥料 施肥量	うち 買肥	割合
	円	円	%	円	円	%
明治 23 年	3.55	1.59	45	2.12	.57	27
32 年	5.67	2.93	52	2.96	.92	31
41 年	7.96	4.22	53	4.56	1.82	40
45 年	9.93	5.51	56	6.55	2.89	46

1. 斎藤万吉『日本農業の経済的変遷』（大正7年刊）175頁による。2. 22カ村平均の数字。

が、今は普通の場合にあつて施肥量の半ば以上、即ち六割は金肥とするに至れり」といつている（『日本農業の経済的変遷』一五九頁）。なお金肥消費の増加をしめす数字として第一四表をみよ。金肥の構成は、日清の役までは魚肥を主としていたが、そのころは満洲産の大豆粕がこれにかわり、明治の中期から末期にかけて絶大な勢力をしめていた。過燐酸石灰・調合肥料（過燐酸石灰の変形にすぎない）も相当用いられていたが、多くなつたのは日露戦争以後のことである。

このような農業生産の編成替えは、農民がようやく本格的に、農業と家内工業との結合にたつ自然経済から商品経済に移つたことをいみする。それは、産業革命の展開との関連でいうならば、資本制産業部門が生産した商品——衣料や肥料など——にたいしてその国内市場に転化せしめられるとともに、これら部門が農業にむかつて要求する工業原料や消費資料——米や蠶など——を商品として供給しはじめることであつた。したがつてこの農民の商品経済化は、すでにのべた国家の諸政策を槓桿としながらも、基本的には産業革命の展開の所産であり、またこれをささえる条件だつたのである。

しかもこのばあい注目すべきことは、この時期にかなりの生産力上昇があつたことである。全国米反当収量の増加をみると、明治一六～二五年は平均一・三六石であつたのが、二六～三五年では平均一・四五石に増加し、さらに三六～四五年では平均一・六九石に飛躍した。このさいごの一〇年間は、「米の反当収量がその前期にくらべ水準の上昇の急激なことは六〇年間をつうじて最大の時期であり、さらに年々の変動もまた著しく安定した時期」であつた（農林大臣官房調査課『戦後農業生産構造の変貌』四六頁）。これは労働の集約化によるものとみなされるが、米生産費調査結果にあらわれた労働一日当収量は二三年六升、三二年七升、四一年八升と増加している。したがつて労働生産性も

また、いちおうの上昇をとけたといえる（阪本補遺『日本農業の経済法則』一一頁）。このように農業生産の編成替え⁽²⁾農民の商品経済化が農業の社会的生産力⁽²⁾技術水準の上昇を内包したかぎりにおいて、それは、農民の階層分化がようやく近代的な性格のものとして、いいかえれば市場の自由競争で生産力の優劣を基準として行われるものとして、姿をあらわしたことを示唆する。

以上でもつて産業革命の展開にあい対応する農業の編成替え⁽²⁾農民の商品経済化の内容を明かにしたのであるが、主題は、このような過程がこの時期の自作農分解をつうじていかに遂行されたかということである。またそのばあい、自作農分解がいかなる特長をもたざるをえなかつたかという点も、あわせて検討されねばならない。さしあたり、自作農の経済収支の分析から入つてゆこう。

自作農のうちで一〇年代後半のデフレにたえることができたものは、これで陶冶された堅実な経済の基調をもつて二〇年代には発展の軌道に乗つた。⁽³⁾ここではそれ以後の動きをみるとする。第一五表は、尋問調査の方法により、各農区合計二七カ村について原則として同一農家を継続調査したものである。二三、三二、四一年はそれぞれ恐慌現象をしめした年であり、さいごの四五年だけが景気回復の年となつてゐるから、比較するとすれば前三つの年度をとるのが適當かとおもわれる。ここにてくる自作農は、自作地二町ちかくの中農であつて、しだいに所有田畑や山林原野や家屋建坪をひろけている。したがつて経営上昇線にある農家だといえよう。まず収支差引をみると、各年ともに黒字をだしているが、この黒字は米価の騰貴にもかかわらず、あまり増加していない。米に換算すると二三年四・三石、三二年四・〇石、四一年二・七石とかえつて減少している。これは、収入の増加率（二三年一〇〇）が三一年一五七、四一年二二七なのにあたひ、支出のそれ（同上）が一五九、二三九とより大きく増えたからである。そこ

第15表 明治時代における自作農家の経済収支

年度 収支	明治23年		32年		41年		45年	
	円	石	円	石	円	石	円	石
経営概況								
所有田畑(反)	19		19		19		20	
同山林原野(〃)	7		8		8		9	
家屋建坪(坪)	50		53		56		57	
家族数(人)	6		7		7		7	
牛馬数(頭)	1		1		1		1	
収入								
田(米収量)	186	(27)	281	(28)	403	(29)	594	(29)
田麦等	25		41		53		85	
普遍畑作	29		44		68		98	
園芸養蚕等	21		42		69		73	
山林収益	5		8		9		14	
貸金等利子	6		9		17		20	
雑収入	19		32		43		54	
計	291		457		662		938	
支出								
主食(飯米量)	69	(10)	100	(10)	153	(11)	225	(11)
同麦	16		23		34		55	
調味料・酒	17		29		45		58	
其他飲食品購入	17		29		46		53	
衣料	18		27		40		54	
住居費	15		28		29		44	
薪炭油類	10		15		22		27	
教育費	3		9		19		24	
買肥	22		40		57		71	
臨時雇人	12		20		24		34	
諸負担	31		51		83		90	
負債利子等	1		2		11		12	
雑費	30		44		91		82	
計	261		417		624		829	
収支差引	30		40		38		66	

戦前戦後における農民府の変貌

三六

で収入の内容にはいと、米作収入の増加率は収量の増加にもかかわらず、平均より下廻っているが、田麦等の裏作・園芸養蚕等・山林収益は平均を上廻る増加率をしめしている。ことに園芸養蚕等の収入増加はきわめて顕著であつて、三十二年二〇〇、四一年三二九、四五年三四八とだんぜん他を抜いている。田麦等の裏作の増加とあいまつて、こ

- 1.『日本農業の経済的変遷』140～1頁による。27 カ村平均。
- 2.「園芸養蚕等」は、園芸養蚕飼畜特用作物等の収入、「調味料」は塩醬油味噌、「住居費」は住宅修繕等および備品什器具類の支出(少許の建築費を含む)。「諸負担」には寄附金品をも計上し、「雑費」には家畜の購入飼料費その他少許の小作料を加算。

こに經營の多角化傾向が読みとれるようにおもわれる。

こんどは支出の内容にうつると、一三年にたいする三二、四一年の増加率が平均を上廻るものは、調味料酒・其他飲食品購入・薪炭油類・教育費・買肥・諸負担であつて、なかでも完全に現金支出だとみてよい其他飲食品購入と教育費と買肥の激増がきわだつてゐる。そこに商品經濟化の影響がその片鱗をみせてゐるのではなからうか。がらゐこの第一五表は尋問調査の結果だから、自給物の相当部分は落ちており、したがつて商品經濟化の影響の全貌は、この表ではとらええない。この点について斎藤万吉氏はこう補足している。「肥料・新及衣類等、従前は農家自らこれを供給するもの多かりしが、一般社会の風潮ならびに森林法の制定等によつて、漸次現金を支出してこれが需要を充たすこととなり、一般家計表上にはさまで変化なしとするも、農家實際の支出上真に非常なる相違を来したり。これ恐らく近年農家々計の窮乏を訴ふる所以ならむ」(『經濟的変遷』四三頁)。そうだとすればみぎの支出額は、商品經濟化をよぎなくされた農民が現金収支のつじつまを合わせるために消費の切りつめをしたうえでの、数字だともみなしえよう。しかもこの支出額が、本表では、ややもすれば収入額を上廻ろうとははじめてゐるのである。

つぎにこの自作農の經濟収支を東北と関西との比較においてみよう。第一六表がそれである。東北のほうは二町二反、関西のほうは九反の田畑所有であるが、収支差引は関西のほうがはるかに大きい。二三年を基準にした収入の増加率は、関西では支出のそれを上廻つてゐるが、東北はその逆である。東北の自作農がより逆境に立つてゐることがうかがわれる。農業収入の構成をみると、東北は「田畑収入」——米作が中心かとおもわれる——を主とするにたいして、関西は「其他農業」——特用作物・園芸・飼畜等——を加味して經營を多角化しており、一三年を基準とする三二、四一年の増加率をみてもこの傾向はますます強化されてゐる。ここで田畑反当の「田畑収入」を算出すると、東北は

二三年九円、三二円一六円、四一年二二円であつて、関西の一七円、二七円、三六円にひいて、幅はせばまつていとはいへ、はるかに低位にある。おそらく米麦作の反収も、東北のほうが低かつたと想定される。支出のほうに転じたばあい、すぐ目を射るのは、肥料と諸負担との増加率が東北・関西をつうじてもつとも大きいことである。ことに諸負担は、四一年いかに飛躍している。

この東北と関西との比較からいちおう推定できる点としては、諸負担および肥料を中心とする支出の増加にたいして、東北の自作農は米単作の傾向がつよく、しかもその生産性ががんなら低位にあることから、ますます逆境におちいつているに反して、関西の自作農はその支出増加を経営の多角化でまかなう方向をとり、そのかぎり比較的有利な地位に立

第16表 明治時代における東北および関西の自作農経済収支

東北関西	東 北 3 カ 村			関 西 3 カ 村		
	明治23年	32年	41年	明治23年	32年	41年
収 入	円	円	円	円	円	円
田畑収入	206(100)	347(168)	459(223)	152(100)	243(160)	326(214)
其他農業	49(100)	71(145)	83(169)	66(100)	109(165)	153(232)
雑収入	8(100)	15(188)	18(225)	10(100)	16(160)	29(290)
計	263(100)	433(165)	560(213)	228(100)	268(161)	508(242)
支 出						
食料	88(100)	155(176)	182(207)	85(100)	142(167)	191(225)
衣料	23(100)	32(139)	39(170)	16(100)	26(163)	35(219)
肥料	42(100)	95(226)	110(262)	30(100)	54(180)	82(273)
負担	27(100)	45(167)	80(296)	18(100)	28(156)	51(283)
其他	67(100)	89(133)	142(212)	53(100)	62(117)	107(201)
計	247(100)	416(168)	553(224)	202(100)	312(154)	466(231)
収支差引	16	17	7	26	56	42

1. 前掲『経済的変遷』156～7頁による。東北3カ村は秋田県醍醐村、宮城県逢隈村、富山県鹿野村、関西3カ村は滋賀県稻枝村、鳥根県高松村、福岡県田村。2. 1戸当所有田畑は東北田18反、畑4反、計22反、関西は田8反、畑1反、計9反。家族数は東北7人、関西5人。3. 「其他農業」は特用作物園芸飼畜等農業経営による収入。これにたいし「畑収入」は被傭田稼其他雑業収入とみなされる。

つてゐることである。とはいつても關西の自作農かならずしも經營的に安定してゐるわけではなく、四一年には被傭出稼等の雜収入が激増してゐる。この点、東北でも同じだが、そこには兼業賃労働者化の傾向がうかがえるのである。

以上でもつて明治後半における自作農の經濟收支の検討をおわつたが、要約すればこうである。自作農は、その經濟が商品化するにつれて、その支出の増加を米麦作ないし米作の収入増加だけでは処理できなくなつた。その結果として、支出のほうでは消費の切りつめをせまられるとともに、すこしでも現金収入の多い養蚕・園芸・飼畜などを取り入れるか、兼業賃労働者化の途をえらぶかせねばならなくなつた。前者は、經營の多角化としてそれなりに農民の小商品生産者の展開をいみするが、後者はむしろ經營の落層傾向につうずる。このばあい、がんらい生産力が低く、とくに經營多角化にめぐまれない東北の自作農は、より不利な立場におかれた。このようにみてくると、ひとつの新しい問題が浮かびあがる。それは、農民が商品經濟にまきこまれるにつれて、どうして米麦作ないし米作収入だけでは支出の増加をまかないえなくなつたのかという問題である。ところでこの支出の増加をもたらした大きな要因は、副食購入代であり、教育費であり、肥料費であり、また諸負担であつた。このうち前三つの増加は、農民の商品經濟化の過程でいちおう一般に予想できることだとしても、なぜ諸負担が明治末期に近づくにつれて大きく農民のうえにかかつてきたかという点は、たんに農民の商品經濟化だけでは説明できない。これがもうひとつ問題になる。自作農分解の本筋から一見やや外れるようだが、この二つの問題に答えておくしよう。

まず第一の問題からとりあげるとしよう。これにたいする答えは、じつは問題じたいの中になかば与えられてゐるのである。すでにのべたように産業革命の進行につれて農民は自然經濟から商品經濟に組みいれたが、この過程

は、いちおうの中間段階として、農民家族の年間就労の機会がうばわれて、ほとんど米麦作ないし米作だけに限定されるという事態をひきおこしたのである。松尾一太郎氏は、その著『農業労働に関する調査』（大正九年）のなかでこういつている。

「我国における農業労働の状態は、明治廿年前後までは、昔時に比し大いなる変化なく、農家の大部は普通米麦作の外ひろく草棉の栽培をなし、収穫するところの棉花は夜間ならびに農閑において棉繰り糸績ぎ木綿織をなし、自家用のほか製品を販売するもの其額少なからず。又家屋の建築修繕等も村内の小器用なるもの相互手伝をなし、大工左官石工屋根葺土工等も殆ど全部農閑利用の労作になり、其他肥料農産物の運搬等も悉く農家の手によりなせしが故に、農業経営上労力の分配は農閑の調節甚だ宜しきを得、ともかく不安なき生活を得たりしが、一朝海外貿易の發展をみるや、米作に次いで主要作物なりし棉花は、直にその圧迫を受けて不引合となりて、全く廃絶の止むなきにいたれり。之に伴つて有利なる副業たりし棉花の紡績もまた變つて工業家に奪われ、夜業の如きも、以前は陰曆八月二日より翌年五月まで休日を除くの外、毎夜早くも一〇時遅きは一二時、一時頃まで之をなせしが、棉花廃絶以來何等なす仕事なき始末となり、拱手空しく遊ぶというにいたり、茲に農家は有利なる耕作物と副産物とを失ひ、米麦作のみとなり、労力の分配甚だ宜しきを得ず、繁閑の差大にして、一方に偏せる不利なる経営組織に替へざるべからざるの止むなきにいたれり」（農業発達史調査会資料第九二号）。

農民の商品経済化は、同時に、その過渡的段階としてみぎのような家族労働の不完全燃焼化をひきおこす過程でもあつたのである。かつては家族の労働支出でまかなわれたものがいまでは現金支出に置きかえられたのみならず、それが農民の社会的必要生活費にぞくしたかぎり、たとえ米麦作に直接関係のない支出であつても、やはりその事実上の費用として米麦作に転嫁されてきた。つまり家族労働の不完全燃焼化による損失を、米麦作の現金収入の増加で埋めあめねばならなくなつた。そのばあい、とうぜん米麦作の生産増加が要請されてくるが、これには金肥や薬剤の

第 17 表 明治時代における自作田反当の現金収支

現金収支	年 度	明治23年	32年	41年
1. 収 穫	円	円	円	
米 (収 量 石)	13.14(1.89)	19.41(1.91)	28.01(2.03)	
粟 作 麦 等	2.55	3.89	5.79	
計	15.69	23.30	33.80	
2. 現金収入推計*				
米 (販 売 量 石)	8.21(1.18)	12.27(1.21)	17.08(1.24)	
粟 作 麦 等	1.61	2.54	3.79	
計	9.82	14.81	20.87	
3. 現金支出推計				
買 肥*	1.66	3.03	4.29	
そ の 他 物 財	1.77	2.59	3.59	
雇 傭 労 賃	.71	1.18	1.41	
家 族 労 賃	4.71	8.07	11.83	
諸 負 担	1.82	3.00	4.88	
計	10.67	17.87	26.00	
4. 現金収支差引	△ .85	△ 3.06	△ 5.13	
5. 参 考*				
玄 米 石 当 価 格	6.94	10.17	13.79	
販売米石当現金支出	7.63	12.67	17.91	
反当所要労力(人)	29	29	31	

1.『日本農業の経済的変遷』172頁所収の「稻田1反歩の自作経済」の統計数字とききの第15表の統計数字とを組みあわせて作成。この両統計は同一農家を調査対象としたものである。2.*「収穫」,「参考」(ただし販売米石当現金支出を除く)の数字は上記の「自作経済」より引用。「現金収入推計」,「買肥」の数字も同様であつて、田反当計算の点だけが推計による。3.「現金支出推計」(ただし買肥を除く)の数字は、第15表の支出欄(ただし負債利子、主食を除く)の数字をすべて田、普通畑作収入で負担させることにして、これを所有田畑反当(ただし畑は田に換算)で算出したもの。畑を田に換算する方法は、『変遷』174頁所収の「畑1反歩の自作経済」による反当収穫額と上記の田の「収穫計」との割合によつた。4.「家族労賃」は田反当で負担すべき家計費という意味のものであり、第15表支出欄の調味料酒、其他飲食品購入、衣料、住居費、薪炭油類および教育費をとつた。5.「販売米石当現金支出」は、(「現金支出推計」の計-「現金収入推計」中の粟作麦等)÷販売量。

購入増加がともなうし、農民の米食率の上昇による販売量への喰いこみはたらく。したがつてかような埋めあわせは、きわめて困難たらざるをえないのである。この点について当時の実状をうかがうにたる適当な資料はないが、いちおう第一七表をもつて代用するとしよう。これによると米の反収は増え、その販売量も増えているにかかわらず、

そのもたらす現金収入は、それが負担すべき現金支出をまかなうには足らない。そのギャップは、二三年ではまだわずかだが、三二年三・〇六円、四一年五・一三円と開いてくる。これを販売米石当で負担すべき現金支出額でみると、その米価を上廻るていどは、三二年二・五〇円、四一年四・一二円と大きくなっている。このことが、三〇年以降、米価の相対的な低落傾向として、⁽⁴⁾米作農民やその指導者の目に映つたのである。だがその実体は、むしろ、みぎで明かにしたように産業革命の過渡的な所産としての小農経済の均衡破綻であつた。

ここで当時の米の需給の長期的な動きをみるならば、それは、米価の形成を供給者側に有利にするものであつた。産業革命の進行につれて都市人口が増加し、その米食率は上昇の一途をたどつていた。⁽⁵⁾したがつて米作農民としては、その経済の均衡破綻から生じたコスト増加を、米の相対価格の上昇をつうじて回収できる立場にあつたともいえる。じじつ、米の相対価格の上昇はかなり顕著であつて、一般物価が明治二六―三〇年を一〇〇として三一―三五年一二七、三六―四〇年一五三、四一―四五年一六四となつたにたいし、米価はそれぞれ一〇〇、一三〇、一五七、一七五とより高い上昇をしめしている（東畑、大川編『日本経済と農業』上巻一七九頁）。それにもかかわらず、第一七表でみたように、この米価の相対的上昇がみぎのコスト増加を回収せしめるまでにいたらなかつたのは、なぜであるか。その主な原因は、三〇年代から本格化したところの、割安な外米の輸入であつた。すなわちわが国は、日清の役ごろまではむしろ米の輸出国であつたのが、三二年を最後にして輸入超過にかわつた。その年平均超過額は、三〇―三四年一四八万石、三五―三九年三六三万石、四〇―四四年一八五万石となつてゐる。しかもその年平均価格差（内地米価格を一〇〇とする外米価格）は、二〇―二四年八九、二五―二九年七七、三〇―三四年七七、三九―四〇年七六、四〇―四四年七三と開いている。もちろん外米は品質風味で内地米よりはるかに劣り、代替性がとばしい。八木芳之助

氏によれば、明治四一年から大正六年までのあいだで内地米相場と蘭貢白米相場とは(+)〇・五一一七、また西貢白米相場とはわずか(+)〇・三四六三の相関しかなかった。しかし内地米価格の騰貴がいちじるしいばあいには、この割安な外米の輸入はこれを牽制する作用をはたした。都市の低所得者が外米に走つて内地米消費を減らし、米作地帯の零細農も主食を外米に乗りかえてその産米を売つたからである(八木芳之助『米価及び米価統制問題』三〇二―三〇三頁)。

留意しなければならない点は、このような割安な外米輸入による内地米価格の抑制が、じつは産業革命の過程における農工業生産性の不均衡発展の形をかえた表現だつたことである。東畑精一氏によれば、明治末期から大正初期にかけて農産物価とくに米価と純工業品価格との逆シエールが顕著にあらわれたが、これは、生産方法の進歩が大工業に集中して、農業には相対的に少かつたことの現れであつた(東畑精一『農村問題の諸相』三七九頁以下)。しかもこのあいだに大工業の生産物たる全製品の輸出割合が激増しており、その結果として、割安な大工業の生産物を輸出して、食糧をより安く輸入できる条件が成熟したのである。割安な外米輸入は、このような背景をもつて、国内の米作のうえに脅威となつてあらわれ、ついに明治末期にはいわゆる中小農保護政策としての米穀関税の実施をよぎなくするにいたつた。この米穀関税は、外米の輸入調節をつうじて米価を「ある一定の――つまり小農維持に必要な」高さに固定しようとするものであつた(大内力『日本農業の財政学』一七一頁)。だが念のために附記しておこう。それは小農維持をめざしたといつても、小農経済の均衡破壊――くわしくいえば自然経済から商品経済への過渡的所産としての家族労働の不完全燃焼化――がひきおこしたコスト増加分の回収をみとめてまで、小農を維持しようとするものではなかつた。かりにもこのようなことが行われたとすれば、それは、産業革命の展開が農業にむかつて要求する生産の編成替えにたいし、途中でブレーキをかけることとなる。米穀関税の実施は、そういう時代逆行的なものではあ

りえなかつたのである。ここではむしろ、農業生産の編成替えを阻まないように米価を牽制したところに、割安な外米輸入の意義を評価しておきたい。しかもこの割安な外米輸入を可能ならしめた力は、やはり、国内における産業革命の展開のなかで培養されたのである。それは、すでに明かにしたように、農業をはるかに引きはなした工業生産性のいちじるしい発展であつた。

ここでひとまず、自作農分解の本筋にもどらねばならない。さきにのべたように自作農は、産業革命の展開にとむなう自然経済から商品経済のへ移行のもとで、現金支出の増加をよぎなくされるとともに、過渡的には家族の就労機会が米麦ないし米作だけに局限されるという不完全燃焼化の事態においこめられた。かれらの販売米一石が負担すべき現金支出はとうぜん増加することになるが、この増加分を米価騰貴に乗じて回収しようとしても、これまた産業革命の展開の所産としての割安な輸入米の競争のもとでは不可能となつた。このようなメカニズムをつうじて、産業革命の展開は、農業生産の編成替えをじぶんの齒車でうごかすのである。

この農業生産の編成替えの内容は、もう最初に紹介しておいたが、これを自作農分解との関連においていまいちど取りあげるとしよう。みぎのようなメカニズムのなかに定置された自作農は、一方では米作部門の集約化によつて反当収量を引きあげ、これをつうじて販売米を増やすとともに、他方では商品作物としての田の裏作物や園芸や特用作物、さらに養蚕や飼畜をこれに組みあわせて、新しい現金収入の分野を開拓しなければならなくなつた。その結果として、いつたん喪われていた家族労働の完全燃焼は、ふたたび恢復しはじめる。ただ自然経済のころの牧歌的零細気だけは、もう二度と帰つてこなかつた。農家経済の再生産を維持するためには、それはやむをえないことだつたのである。このような自作農の動態について斎藤万吉氏の言葉を引用すると、

「明治二十年代に於ては米価は凡そ諸物価の標準となり、農家は物品経済の妙味を味い得て家計は概して安固なる状態なりしが、二十年代の末即ち日清戦役後より三十年代に亙りては普通食料穀類の外、肥料及石油・塩・煙草・醬油・酒の如き日用品は殆んど全く購入品となりしのみならず、其価格は何れも非常に高貴して到底米穀騰貴の比にはあらざるなり。又兒女の教養其他世間等、莫大の費用を要するに至り、彼の所謂政策的散財は別として、真細目に農村に在て農業に従事せる人々に於ても古來日本の農法たる米作にのみ力を致しては今日各自の家計を支え難きを覚ゆるに至りたれば、將來の如何を論するの暇なく何になり少しづつにても現金収入の多きものに専ら力を入るる事態とはなれり」(『農業指針』三八頁)。

「事態斯の如くなるを以て稲田耕作は往々等閑に流れ、米麦作に比すれば収入金の多きもの次第に行わるるに至り、たとえば好販路を有せる地方に於る果樹蔬菜の如き、都市附近に於る牛乳業又は飼豚養鶏の如き、其他農業地一般に在ては救急養蠶等の如き、是れなり。就中養蠶業の増進は、実に著しきものなりとす」(同右三九頁)。

参考までに二〇年代以降における養蠶業の發展およびその稲作と比較した反当粗収益をみると、第一八表のごとくである。だがこの点について斎藤氏は左のよう。

「桑園総收穫は水田に比すればはるかに多きを以て救急及飼蠶業収支計算上強いて利益多きにあらざれども、農家其日の家計に追はるる余り、自然に米田は往々等閑にして只この桑園のみ増加したる事実なりとす」(同右四一頁)。

「近年蠶糸業の増加進歩は、自然に生糸需給の消長及価格の高低より起れるものにあらずして、専ら地方農家困弊の極この増進を致したるものに外ならず。若し果して自然の状況より起れるものとすれば、桑園の市価並に之れが小作料の如き、近年著しく高貴

戦前戦後における農民層の姿貌

第 18 表 明治後半における養蠶の發展

	養 蠶		稲田反当	
	桑畑面積	收購量	反 当 収 穫 金	収 穫 金
	千町	千石	円	円
明治20～24年平均	229	998	11.97	9.08
25～29年 "	259	1,410	19.42	12.31
30～34年 "	303	1,850	25.57	14.73
35～40年 "	330	2,179	28.52	21.04

1.『農業指針』41頁による。2. 收購量および同反当収穫金は上圖のみをとる。稲田反当収穫金は裏作を含まない。

すべき筈なるに実際この事実を認めざるに由つて明かなり」(同右二七七頁)。

この斎藤氏の言葉は、当時の自作農が、その商品経済化にさいして、いかに窮迫した状態のもとで農業生産の編成替えをおこなわねばならなかつたかを物語る。それは、すでに自作農経済収支の分析——第一五・一六表——でも確認したとおり、否定しえない事実であつた。にもかかわらず留意しておくべき点は、この窮迫した商品経済化⁽⁶⁾生産編成替えをとおして、それなりに農業生産力の向上がはたらき始めたことである。米作をとつてみると、はじめに指摘したようにこの時期に土地生産性が大きく伸び、労働生産性もまた伸びたのであるが、その直接の原因は、より高い技術水準——たとえば大豆粕や過燐酸石灰、これにおうずる純一品種や乾田馬耕——が商品経済をとおして入つたからである。養蚕について斎藤氏の見方はやや消極的すぎるきらいがある。かの養蚕に走つて米作を「往々等閑にする」傾向のごときは、自作農分解の落層の面をあらわすだけでなく、養蚕の本業的商品生産がはじまつていたことではなからうか。そのかぎり生産力の向上は、ここでも実存したのである。もちろん養蚕は、一般には、米作を本業とする「副業的農事」として入つた。それは、収繭量の増加(二〇〇―二四年平均にたいする四〇―四四年)が春蚕二・四五倍、夏蚕二倍なの⁽⁶⁾にたいし、米作との労働競合が割合に少ない秋蚕では一五倍にのぼつた事実からもうかがわれる。このような副業養蚕とならんで、水田裏作や園芸や飼畜などもまた、副業的農事として盛んになつてきた。これら経営多角化の諸形態は、それじたいとしては生計補充のためによぎなくされたものだが、このばあいでも生産力向上の契機がなかつたとはいえない。たとえば牛の飼育頭数(乳用牛を除く)は、二一―二四年平均一〇三万頭から四〇―四四年平均一二七万頭と増えたが、それは、「近年肥料施用量の増加につれてこれが給源を容易ならんがためのものであつた。」(『日本農業の経済的変遷』二六頁)。それによる厩肥の増産は、地力の培養をつうじて農業生産の恒久的かつ体系的な発

展を可能ならしめる。またこれら経営の多角化は、家族労働の完全燃焼をめざしたものであつて、労働の強化をともしないながらも家族従業者の年間稼働率を引きあげたかぎりでは、生産力の向上をいみする。しかも以上の生産力向上の諸契機が作用するにいたつた根柢には、米作のばあいと同様、より高い技術水準の導入があつたのである。農業生産全般にかかわるものとしては、さらに自然治安や耕地整理などをもつてくわえておこつた。明治後半の時期は、これらの技術的進歩はスタートを切つたていどであり、とくに工業面のそれにくらべれば立ちおくれたものであつた。だがともかくそれが、直接間接に、産業革命の展開の所産だつたことを留意しておかねばならない。

産業革命の展開のもとで農民の商品経済化は農業生産の編成替えが、なお端初的とはいへみぎにのべた生産力向上の面を内包しながら、進行したとすれば、自作農の上昇と落層とは、かれらが商品経済を場とする自由競争のなかでこのような「動態」をわがものとなしえたかどうかによつて、規定される。そこでいよいよ、自作農の分解過程を具体的にみなければならぬ。いままでの検討をつうじてまず明らかなことは、いわゆる「古来日本の農法」たる米麦作だけに安住したのでは落層をまぬがれなくなつた点である。明治三七年から四二年にかけて「巨細に地方農村の状況を見ると、農業の本体なる米麦作のみにては漸次に其収益を縮小し、果ては其所有田の処理にも当惑するものすら出で来れり」(『農業指針』三九頁)。そのばあい、とくに不利な地位におちいつたのは米単作で、しかも生産力の低い東北の自作農であり、関西との地域的不均衡がきわだつてきた。

東北

「今より十数年前、米穀作が所謂農事の骨髄たりし時期に於ては、東北地方は土地割合にふくして専ら米麦作を営み、農家の生計は寧ろ優良なる処なりしも、米穀作の位置は既に其時と異りて至て不安固の姿となり、米田は知らず識らず寧ろ等閑に附せらるる傾向を生じたる場合には、東北の振はざるや実に明かなり。蓋し東北に在ては農地生産力は関西に比し一般に

劣等なるは亦明かなる事実なれば、従来主要の位置を占められる米穀作の利益昔時の如くならざるに至ては、東北農事の打撃や容易に推測し得らるべし。況んや東北地方に於ける一週年農家操業の状況を見るに、冬期四個月乃至五個月間は適當の仕事なくして労働分配上此上も無き不利益あるに於てをや。かくして「自作小農は家計困難の余り貸借金融上止むなく所有の田畑を失ひて小作人となり、或は他に転業するもの続々出て来れり」(同右三一頁)。

関西 「論者あり、東北地方の非況は農事上米穀作の位置下低に基くものとすれば、関西其他の地方も同様の打撃を受くべき筈にして、独り東北のみ特に非運に陥れる事はなしと云ふものあらん。関西其他の地方と雖も農村は近年何れも非況に陥れる処多しと雖も、中国四国九州等に在ては田畑共に其作毛を多くし、且つ農事操作の分配を能くする時は、一箇年労働時間の均勢を得易きを以て、東北地方に比すれば農家収入の増加遙に大なるがために、米穀作非運に伴う不利益の幾分を償ひ得るものが故に、之を東北地方農村と対照するに、多少其趣を異にするものあり」(同右三一六頁)。「斯の如くなるを以て関西地方に在ては、自作農は近時特に非運を呈したる跡なく、其丹練なるものに在りては、或は金穀を蓄積し或は旧債を償還して、其所有地の如きも往々之を増加するものあり」(『日本農業の経済的変遷』一五九頁)。

関西地方の自作農のように経営の多角化をつうじて家族従事者の年間稼動率を引きあげたものは、相対的な優位にたつことができた。だがこの途もまたけつして平坦なものではなかつた。「養蚕其他の副業に偏して、従来飼育せる牛馬を廃止し、肥料は一に買肥に依るが如き事実漸く顕著なるときは、往々家計に不足を告げて收支相償わず、終に所有地を減縮するものの如し」(同右一四八頁)。この点について横井時敬氏は、養蚕地方の桑園荒廃を例にとり、左のようにいう。

「私が考へてみると、今の農業界の憂ひは、金を取りたい、取りたいと云ふことに在るように思はれる。このあがくと云ふことが農業界の一番憂ひではないかと思ふ。たとえは「養蚕である。此の養蚕に依つて、日本の農家と云ふものはやつと一息吐

いたと云つて宜しい。」ところが「桑園の方は構はずに置いて、ずんずん養蚕をやつて行く。近年新しい養蚕図は描いて、桑園の荒廃と云ふことを憂へない所は何所もない。何故さう桑園が悪くなつたかと云ふことに就いては、一つは夏秋蚕を飼うことからやつて来る。一つは肥料が掛らぬことからやつて来る、一つは手入の行届かぬところからやつて来る。」「併し肥料が掛らぬといふことは、地方に依つては養蚕で金は取れるけれども貧乏をした故に、肥料が掛らぬと云ふやうなことにものゝかゝる。養蚕地方で借金のない所は減多にないやうである。或養蚕地方では一方に於て借金に苦しみながら、肥料も掛けぬかと思へば、一方に於ては無暗に肥料を掛ける。而も、五十円六十円と云ふ肥料を掛けるが如き、実に無理なことをして居る所もある。斯くの如く養蚕と云ふもので金が取れば取れるほど、即ち其の通りに借金が多く増してゆくと云ふことは、矢張り是れ金を取らうと云つてあがいたる結果ではないかと思ふ」(横井時敬「農業問題種々相」大正二年『全集』第六卷二六四頁)。

この金にもがきながら桑園荒廃をもかえりみない姿は、まさに窮迫商品化の過程にほかならない。商品化がすすめばすすむほど、生産力低下の要因は累なり、ついに負債のために土地所有をうしなつてゆく。自作農の落層は、この過程をつうじて、進行したのである。

これに反して落層からまぬがれ、さらに上昇させた自作農はどうか。(一)の第七表でみたように自作農分解のなかにあつて同じ階層にふみとどまつたものは、戸数からいへばやはり圧倒的であつた。上昇したものの少数ながら存在していた。その実態はいちおう第一五表で検討しておいたが、それが安定ないし上昇農家たりえた根拠はなにかといへば、おそらく「米表作の増収に汲々とし」、新技術の受けいれにもつとも積極性を発揮したことであるとともに、経営多角化の忠実な実践者として、園芸養蚕を本業とするばあいでも「徒に反別を増大せんよりは、適当に此れを切詰めて肥培を懇にし、兼ねて事情の許すかぎり米表作を丹精して鞏固なる経営法」をとり、これによつて市況にたいする適応と地力の培養と労働分配の適正とをはかつたことであろう(『日本農業の経済的変遷』一四四頁)。かれらは、そ

の家父長的性格を基調とする過小消費と労働強化に支えられながらも、生産力向上の基本線にそうこによつてじぶんを落層から守つたのである。

以上のかぎりにおいて当時の自作農分解は、生産力向上の基本線につらぬかれた農業生産の編成替えが実をむすんでゆく社会的形態であつた。これに歩調を合せえないものは、落層をよぎなくされた。ここでもうひとつ重要な点は、この自作農分解がしだいに商品経済を場とする自由競争のなかで行われるにいたつたことである。より具体的にいえば、近代の運輸・通信機関の発達と都市人口の増大によつて、地方米穀市場の中央集中と清算市場の発達とくに明治の中ごろから顕著となり、これにともなう銘柄と等級格付との統一の必要は、一〇年代から問題化していた米の品質粗悪化、乾燥俵装の悪化と結びついて、米穀検査を日程にのせた。米穀検査は、二〇年ごろから同業組合による小規模な移出米検査が行われたのを起点として、三〇年前後には県営検査事業がまず移出検査からはじまり、ついで生産検査に及びながら、四〇年代には各生産県に普及していつた。この過程は、いうまでもなく、全国の米作農家がすくなくとも長期的にはその産米について一物一価の法則下にくみいられ、たがいに競争者たらしめられたことである。⁽⁷⁾さき⁽⁷⁾のべた東北と関西との自作農分解の違いも、じつはこれをベースとしての競争力の違いであつた。この法則が農家購入品、さらにきわめて微弱にせよ労働力にまで及ぶにつれて、自作農分解はだんだんその生産力の優劣によつて規定される。そのかぎりにおいて当時の自作農分解は産業革命期の自由主義的性格をもつたのである。

だがこの自由主義的性格は、きわめて歪められたものとしてしか発現しなかつたのである。ここでわたくしは、当時の自作農分解がいぜん庄倒的な落層傾向を主潮としたことを想起したい―前掲第七表―。落層をまぬがれたものも、やはり旧来の家父長的自然経済に耐乏の規範をもとめて、家族労働の自己搾取をつよめねばならなかつた。たとえば

「教育々と称して子女の労働を欠く」がとき、けんに戒める必要があつた。これはなぜであるか。そのひとつの理由は、当時の自作農が商品生産者としておかれた市場環境にあつたとおもわれる。具体的な検討はべつの機会にゆずるとして、¹なるほど米穀市場はしだいに整備したとはいえ、農民の米販売はほとんど産地仲買の手をつうじており、繭や園芸・畜産物はもちろんそうであつた。肥料の卸小売も商人に独占されていた。したがって商人の前期的収取はなお広汎におこなわれ、農民の商品生産の内包的外延的發展は、この収取をうける面をますます大きくしたのである。このばあい、都市人口の所得水準の低さのため園芸・畜産などが安定した大量の市場をもちえなかつた点を指摘しておかねばならない。経営の多角化はすぐ価格暴落によつて頭打ちされた。それは究極において、²でとりあれるところの、産業資本確立の日本の特質としての低賃金水準の所産であつた。しかもこの産業資本の確立が日本では同時に独占資本への移行となつたことを背景にして、明治四一年以降に農業恐慌が発現するにいたつた。この数年間は農家販売品と購入品とのシエーレが進行したといわれる（大内力『農業恐慌』三三三―三七頁）。以

戦前戦後における農民層の姿貌

第 19 表 明治時代における農村の租税公課負担

	東 北 21カ村平均			関 西 26カ村		
	明治23年	32年	41年	明治23年	32年	41年
国 税	円 822(100)	円 1,007(95)	円 1,882(139)	円 892(100)	円 1,011(88)	円 1,820(124)
府 税	262(100)	733(218)	889(207)	183(100)	438(188)	542(181)
町 税	255(100)	485(148)	950(227)	249(100)	571(179)	1,077(263)
村 公 課	110(100)	190(134)	306(170)	74(100)	122(128)	231(190)
計	1,449(100)	2,415(130)	4,027(169)	1,398(100)	2,142(120)	3,697(162)
田反当負担額	円 1.386	円 2 200	円 3.618	円 1.950	円 3.155	円 5.426
畑反当負担額	.450	.675	1.237	.804	1.284	2.112

1. 『農村の開発』46頁による。東北21カ村、関西26カ村の現住戸数100戸当平均。
2. 括弧内数字は各負担の増加指数を農産物価指数でデフレートしたもの。農産物価指数は大川『日本経済の成長率』118頁より算出。

上の不利な市場環境のもとで自作農が商品生産者として上昇しようとしても、その路は峻わしからざるをえなかつたのである。

自作農の分解を落層傾向優越の型にうちだした他の理由として、財政をパイプとするところの、農業から資本制産業部門への強制的な価値移転をあげることができる。いままで保留してきた第二の問題、すなわち前掲第一五・一六表の自作農経済収支において「諸負担」がどうして激増したかという問題を、ここでとりあけねばならない。第一九表によつて農村の租税公課の推移をみると、その負担は東北・関西をうろじて実質的——物価指数で補正したもの——にも重くなつており、とくに四一年の増加率の大きさが目立つてゐる。国税（地租・宅地租・所得税）は、三二年やや実質的に減少をみせるが、四一年には急に増加し、府県税（地租割・戸数割）と町村税（地仙割・戸数割・其他）になるとより以上の増加である。東北と関西との比較では、東北のほうが総額において重くなつてゐる。そのばあい国税・府県税の増加率では関西を上廻り、町村税・公課（協議費、組合費、農会費等）では逆に下廻つてゐる点が目される。ところでこの農村の負担を農村以外のそれに対照すると、当時の税法調査会の調査（明治三九年）では事業収益にたいする国税・地方税の負担割合は農業者二八％、商業者一四％と、農業者のほうが二倍の重さである（『本邦農業経済事情』五頁）。さいきん恒松制治氏がこころみたマク

第 20 表 明治時代における農業・農外別にみた
直接税負担割合

年 度	負 担 割 合		生 産 所 国 得		負 担 割 合 A/B	
	農 業	農 外	農 業	農 外	農 業	農 外
明治 16～21 年	百万円 64	百万円 6	百万円 287	百万円 313	% 22.1	% 3.0
21～25	58	10	377	420	15.5	2.3
26～30	66	13	531	660	12.4	2.0
31～35	99	35	816	1,106	12.1	3.2
36～40	114	79	1,015	1,467	11.2	5.4
41～45	153	132	1,232	2,077	12.5	6.4

1. 『日本の経済と農業』上巻381頁による。
2. 直接税は国税地方税をふくむ。

第一九

口的な推計でも、農業の生産国民所得にたいする直接税の負担割合は、やはり二倍ていどになっている。第二〇表を見よ。明治末期になると生産国民所得はもう農業がすつかり劣勢なのに、直接税だけはいぜん農業のほうが大きい。間接税負担の分析はできないが、明治の財政をまかなつたものは主として農村だといつてもあえて誇張ではない。

この農村の負担でまかなつた財政収入は、主としてどの面に支出されたか。政府の一般会計歳出総額は、一三年八二百万円、三三年二九二百万円、四三年五九六百万円と増大しており、うち軍事費はそれぞれ二五百万円、一三三百万円一八五百万円と三割から五割のあいだを上下している。このほか日清の役二〇〇百万円、日露の役一、七一六百万円の臨時軍事費支出をも逸することができない。さらに政府があたえた産業補助金の使途をとつてみると、第二一表のとおりである。このうち国土保全は、治山・治水関係の自然治安と一般土木とからなり、農業生産力の向上にも少なからぬ影響をおよぼしたが、農林部門そのものにあたえられた額はほとんどネグレジブルにひといし。大半は工鉱業・運輸・通信の諸部門に投ぜられ、うち鉄道・製鉄および造船への補助金がつとも大きい。この重点的な財政投資は、龐大な軍事費支出にしめされる政府需要とあいまつて、産業革命をこれらのいわゆる労働手段生産部門で躍進させるた

第 21 表 明治時代における産業補助金の構成

年 度	農 林	工 鉱 業 運 輸 通 信	貿 易 等	国 土 保 全	計
明 治 13年	千円 — (—)	千円 410 (22)	千円 — (—)	千円 1,348 (77)	千円 1,758 (100)
23年	— (—)	2,028 (57)	— (—)	1,500 (43)	3,528 (100)
33年	358 (2)	11,231 (70)	290 (2)	4,131 (26)	16,010 (100)
43年	328 (1)	14,834 (54)	231 (1)	12,213 (44)	27,606 (100)

1. 中山伊知郎編『日本経済の構造分析』(下) 159頁による。
2. 上記のうち運輸通信は、鉄道のほか航海奨励金・特定航路助成金・通信拡張費等をふくむ。貿易等は、貿易のほか、保険会社出損助成費・銀行補助費等をふくむ。

めの槓桿となつた。その躍進の指標としては二九—三四年八幡製鉄所の発足、三八年機械をつくる機械としての旋盤の完全製作成功、同年世界最大の戦艦薩摩の建造、三九年鉄道国有の完成、四五年水力発電の火力発電凌駕をあげることができよう。その産業資本としての存在形態は、重機具工業部門を陸海軍工廠の独壇場たらしめ、八幡製鉄所と鉄道・通信とを掌握する国家資本と、その保護につながりつつ各産業部門に根をおろす財閥資本とが基幹となり、そのさい絶対王政下の旧い独占方式が広汎のころとともに、銀行資本との癒着にもとずく新しい独占が形成され、これらが不可分に絡みあつていた。かようなものとして産業資本が、日清日露の役による帝国主義的大陸進出をつうじて、確立していつたのである。その時期は、ほぼ明治三〇年ないし四〇年であつた。

これが、自作農の経済収支において諸負担がどうして激増したかという問題の、いわば国民経済的な背景なのである。かれらは、納税者としていちばん重い負担をせおわされながら、その金はほとんど農業のほうに還元することなく、産業資本確立のためのファンドに吸収されてしまつた。ここに、自作農分解が落層傾向を基調とする型に歪められた、重要な理由があるといえよう。そのイデアル・タイプスは東北にもとめられるのであつて、立地条件の不利からくる落層の激しさは、いつそう倍加されたのである。

以上をもつて産業革命期における自作農の分解の検討をおわる。それは、産業革命の展開が自作農の分解、さらにはその歪められた型をいかにして必然たらしめたかの、究明であつた。これを逆に読むならば、自作農の分解が産業革命をつうずる日本資本主義の確立にとつていかなる役割をはたしたかの、究明ともなる。だがこの問題は、つぎの「(四)小作零細農と地主手作型自作大農」を通りぬけたうで、さいごに総括するとしよう。ここでは次項へのつなぎ目を測するいみで、自作農の分解が同時に寄生地主制の展開をともなつた点について、若干の統計を補足するにど

める。

自作農の落層のひとつの表現は、負債の増加である。明治四五年大蔵省理財局がおこなつた全国農家負債調査によれば、不動産担保三七八百万円、動産担保七九百万円、無担保二八九百万円、計七四六百万円であり、これを農家一戸当りに平均すると一三五円にたつてゐた。これの農家階層別内訳は明かでないが、自作中農層がいちばん負債が多かつたと推定される。それは、つぎの一文からもうかがわれる。「農家にして著しく負債を起したるは、明治三十四年頃に於ける米価好況の反動にして同十七・八年頃にありとす。爾後二十三・四年頃に至ては稍順調に復したりしも、同三十年頃より今日に至るまでは概して漸次負債を増加したるもの多く、殊に一町歩内外の所有地を耕作せる自作農に於て其多きを見る。大地主に在ては反て貸金又は諸証券等の収入増大して好況を呈するもの尠からず。又小作農に至ては、近年負債を増したるもの多しと雖も、僅かに村内に在て微量に金融を求むるに止まれば、其量は概して少額なり」(『農村の開發』二九頁)。

この農家負債の階層性は、自作中農の土地の抵当流れ・質流れ・売却をつうじて、その小作農への落層と不耕作地主の土地集中となつてあらわれた。第二二表は、三二年から四一年まで一〇年間の所有者統計であるが、一町未満と一〜五町との所有者が減少して五町以上の所有者の増加をもたらしている。そこ

第22表 明治後半における所有耕地広狭別所有者戸数 (その一)

年 度 所 有 広 狭	明治32年	41年	増 減
1 町 未 満	戸 1,492,542	戸 1,486,226	△ 7,316
1 ~ 5 町	485,504	484,014	△ 1,496
5 ~ 10 町	40,111	41,683	1,572
10 ~ 50 町	12,440	13,113	673
50 町 以上	796	822	26
計	2,032,303	2,025,858	△ 6,445

- 農商務省農務局『土地所有権移動之状況』(明治42年)による。
- 神奈川・新潟・群馬・茨城・三重・山梨・滋賀・岐阜・福島・岩手・青森・秋田・福井・鳥根・岡山・奈良・香川・大分・佐賀・宮崎・鹿児島 21 県分。

に自作中農の小作農化による寄生地主制の展開をみることできよう。ただ三二年以前の動きがこれでは不明なので、さらにその補足として第二三表をあけておく。この表から田と畑とを組みあわせてみると、田・畑皆無のものが一貫して増加し、田畑いずれか五反以上三町ないし二町未満のものが減少し、三町以上のものが増加している。自作中農の小作農への落層と不耕作地主の土地集中とは、これでふたたび確認されるのである。ただ原始的蓄積期のそれに比して、いくぶんテンポが緩やかとなつたことを附言しておく。そこで次項へもちこされる問題は、はじめに(一)で自作中農の分解の両極としていちおう想定した小作零細農と地主手作型自作大農とが、産業革命期においてこの寄生地主制の展開とどのように関連するかということである。

註(一) 産業革命の展開の内容およびその日本の特質については、問題はあるが、山田盛太郎氏の不朽の名著『日本資本主義分析』を参照されたい。なお通史的なものとしては高橋亀吉『明治大正産業発達史』をみよ。

第23表 明治後半における所有耕地広狭別所有者戸数 (その二)

所 有 地 狭	年 度	明治 23年	32年	41年	44年
		戸	戸	戸	戸
田	皆無のもの	176	197	209	223
	5反未満	203	198	203	207
	5反～1町	84	82	77	77
	1～3町	80	75	77	73
	3～5町	15	17	17	14
	5～10町	7	7	8	9
	10町以上	2	2	3	3
	計	567	578	594	606
畑	皆無のもの	200	217	237	239
	5反未満	274	272	269	278
	5反～1町	45	40	40	39
	1～2町	32	31	30	31
	2～3町	12	12	11	11
	3～5町	4	5	5	6
	5町以上	2	2	3	3
	計	569	579	595	607
現 住 戸 数		568	578	596	607

1. 『本邦農業経済事情』66頁による。
2. 大阪・滋賀・広島・鳥根・富山・埼玉・茨城・宮城で各2カ村、香川・熊本・栃木・岩手・広島で各1カ村、合計21カ村をとり、その平均数字。
3. 「計」と「現住戸数」とが符合しないのは、一位未満四捨五入せる為なりと説明されている。

(2) 農業の社会的生産力・技術水準にかんする理論的規定は、拙稿「日本農業における中農層の形成」(『農業総合研究』五卷二号)および「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」(同上八卷四号)を参照されたい。なお農産物一単位当実質費用の低下をみると、明治一〇一五年を一〇〇として、一六二〇年八四、二二二五年七二、二六三〇年六五、三一三五年五六、三六四〇年五二、四一四五年四六となつてゐる。

(3) 明治二〇年代の前半は、原始的蓄積が激しく遂行された時期が一段落して、日清の役以後いよいよ本格的に産業革命が展開するまでの、いわば幕合いの時期であつた。「明治二十乃至二十五年頃に於ては農事は好況を呈し、地主も従て相應の利益ありたる程なれば、小作細農も非常の苦況に陥ることなく、自作小農の如きは大に其所に安堵し居たる姿なりき」(『農業指針』一五一頁)。

この自作農経済の安定の一因として、かれらが酷烈な一〇年代後半のインフレで陶冶された事実をあげておきたい。東京経済雑誌一九年八月二一日号は、当時の農民が米の売り腰がつよくなつたことを指摘し、その理由として「近年農民が一に節儉を唱えて非常に需要を節せし影響も亦渺なからざるべし」とのべている。

この点について、さきにあげた戸谷敏之氏「明治前期に於ける武蔵野一農家の経済生活」のその後の姿をみておこう。「明治二十二年の収入計算は、野口家の農業経営が明治十七年をアポデエとする不況より完全に回復したことを明示している。併しながら、それは単純な回復ではなかつた。換言するなら、明治十三年への復帰ではなかつた。明治十三年と対照するに明治二十二年の衣食住費は四十圓近くも減少したが、農業生産費は逆に増加している。又、穀物収入副業収入が減少し養蚕収入は激増している。借入は、百二十四圓十錢から四十六圓に縮少し、農業経営改善の跡が著しい。明治十三年の華かさは消え失せ、同時にその『不健全性』も払拭せられたのである。」「算盤九錢、小簿記法一冊二十錢は計量精神の発達を表示している」。戸谷氏は、ここに農業経済における「近代の生誕」を発見する(『近世農業経営史論』五〇一―二頁)。

(4) 斎藤万吉氏は、本文四五頁で引用しておいたように、米価が明治三〇年代にいたつて割安傾向にかつたことを強調している。その資料的な根拠はこうである。二〇年代にあつては二〇一四年平均にたいする二五二九年平均の騰貴率が米一三二、内国重要品(日銀調査による)一七であつたが、三〇年代では三〇一四年平均にたいする三五三九年平均の騰貴率が米一一一、内国一一三と逆転している。なお高橋亀吉氏も物価統計の分析から「耕作農産物価の騰勢が日露戦争前後を頂点にして停頓期に入つた」という(『東洋経済叢』明治大正農村経済の変遷七六頁)。その原因を、岡氏はともに外米

輸入にもとめている。この米価の相対的低落については、さいごの例でとりあげる。

- (5) 一人当り米消費量の増加率は、明治一一～二〇年を一〇〇として、二一～三〇年一〇九、三一～四〇年一二〇と急激に上昇している。「工業は米食奨励の伝導の敎会」(朝吹英二)といわれたほどで、産業革命の展開期たる明治二六～四一年一五年間の一人当り米消費量の増加率は、昭和一七年までの各期間をつうじてもつとも大きかった(東畑・川野編『日本の経済と農業』下巻一〇一～三頁)。

- (6) 明治四三年農商務大臣から生産調査会にたいして「蚕絲業の発達及び改善に関する件」の諮問があつたさい、本省原案には養蚕を農家副業の枠内にとどめておく方針をうたつていたにかかわらず、答申案では「事情如何によつては農業の主業又は専業とする大規模の養蚕も不可ならず」と答えている。また長野県小県郡の桑園小作料は、新たに桑園に転換するものについては反当玄米九斗ないし二石一斗、既成桑園については同上二石一斗ないし二石四斗となつており、当時の米作反収と比較していちじるしく高率であつた(農業発達史調査会『長野県養蚕業史』四一頁)。

- (7) 米の市場圏の全国的拡大について一例をあげるならば、「宇都宮と云う處は河内郡の内にあるから、従来其郡の米を使つたもので、其郡の米というものは随分高かつた。所が汽車が奥州を全通したところが、東京よりも高かつた其土地の米に代つて東北米が宇都宮にずんずん入り込んで来て、とうとう其地方の米を驅逐して仕舞つて、今は東北米だけを使つている」。

- (8) 『横井時敬全集』第四卷(二九五頁)。なおこの点については鉄道院『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』(大正五年)。たとえばマイエツトは、明治一〇年代デフレの時期における小作地の増加割合をもつて「自作農民は明治二十年より起算すれば二十四カ年の後全く消滅する割合なりとす」とみなしている(『明治農業論集——マイエツト・エツゲルト・フェエスカ——』二〇六頁)。この予測が実現しなかつた点において、明治後半の自作農の土地喪失は緩徐調に變つたといえる。その意味については次の(9)でふれることとしたい。

(未完)

(研究員)